



酒々井町高齢者保健福祉計画

及び

介護保険事業計画

(平成18年4月～平成21年3月)

平成18年3月

千葉県 酒々井町

目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 法令等の根拠	1
3 本計画のめざすもの	2
第2節 計画の位置づけと期間	3
1 計画の位置づけ	3
2 計画の期間	3
3 計画の進行管理及び点検	3
第3節 計画策定の流れと方法	4
1 計画策定の考え方	4
2 実態調査の実施	4
3 計画策定の流れ	5
4 高齢者保健福祉計画推進委員会の設置	6
第4節 日常生活圏域の設定	7
第5節 地域包括支援センター	7

第2章 酒々井町の現況

第1節 酒々井町を取り巻く状況	11
1 町の概況	11
2 人口構造等	12
第2節 アンケート調査からみる高齢者の状況	16
1 回答者の属性	17
2 介護保険サービスについて	18
3 今後の介護について	21
4 介護施策について	21
5 保険料・費用負担・介護サービスについて	22
6 保健福祉サービスについて	26
7 生きがいやボランティア活動について	28

第3章 高齢者保健福祉サービス及び介護保険事業の現状

第1節 高齢者保健福祉サービスの現状	33
1 日常生活の援助	33

2	介護予防	35
第2節	介護保険事業の現状	37
1	認定者数・受給（利用）者数の推移	37
2	要介護認定	39
3	介護保険サービスの内容	40
4	一人当たりの介護給付費	44
5	利用料の軽減	44
6	情報の提供	45
7	サービス提供事業者	45
第3節	高齢者の生きがい・健康づくり等	46
1	高齢者の生きがいづくり	46
2	高齢者の悩みごとの相談	46
3	健康づくり・生活習慣病の予防の現状	47
4	ボランティア活動等	49

第4章 本計画の基本方向

第1節	計画期間における高齢者人口等	53
第2節	基本目標	55
第3節	施策の体系	57

第5章 計画の内容

第1節	はつらつ健康づくり	61
1	健康に対する意識の啓発	62
2	生活習慣病の予防	63
3	高齢期の健康づくり	66
4	健康づくり体制の整備充実	68
第2節	思いやり介護支援づくり	69
1	介護保険法定のサービスの充実	70
2	介護保険法定外の居宅サービスの充実	71
3	介護保険法定外の施設サービスの充実	73
4	介護支援体制の充実とネットワークづくり	74
5	地域支援事業の推進	76
第3節	輝く生きがいづくり	79
1	生涯学習の充実	80
2	交流活動の充実	81
3	ボランティア活動の推進	82
4	就労機会の充実	83

第4節 心のかようまちづくり	84
1 福祉の心の育成	85
2 福祉環境の整備	86
3 地域ぐるみ福祉の推進	88

第6章 介護保険事業サービス量・総費用の見込

第1節 介護保険事業目標量推計の考え方	91
第2節 事業量及び総給付費の見込	94
1 要介護認定者数の推計	94
2 施設・居住系サービス利用者の推計	96
3 居宅サービス・介護予防サービス・地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス利用者の推計	99
4 地域支援事業の量の見込み	105
5 サービスの総括表及び総給付費見込	106

資料編

資料1 給付実績の概要	111
資料2 用語解説	117
資料3 計画策定経過	133
資料4 委員会設置要綱	134

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と目的

わが国は、平成27年(2015年)には高齢化率(全人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合)が26.0%と、4人に1人以上が高齢者という「超高齢社会」を迎えると予測されています。

当町においても高齢化率は年々上昇していますが、今後はさらに急速に高齢化が進展するものと予測しております。

少子化、長寿化と相まっての社会の急速な高齢化や75歳以上の後期高齢者の増加によって、ねたきりや認知症など要介護状態の高齢者が増加している一方、今日までの大家族から核家族化への家族形態の変容により、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加し、介護の長期化、介護者の高齢化など家庭の介護力をめぐる状況は厳しさを増しています。

高齢者が心身ともに健康で、いきいきと生きがいをもち自立して人生を送るために、また自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合には介護保険サービスをはじめ福祉サービス、また社会連帯の考えの中で支援していくことができるよう、各種サービス基盤の整備や住民の意識の啓発等を進めることが必要です。

第3期計画策定にあたっては、この考え方を取り入れながら、これまでのおよそ6年にわたる高齢者保健福祉の実践と介護保険制度運用の実態などを踏まえ、今後のまちづくりの方向や保健・福祉事業の将来の方向を見据えて新しい計画を策定することを目的としています。

2 法令等の根拠

酒々井町第3期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する酒々井町基本構想に則すほか、高齢者保健福祉計画(老人福祉計画及び老人保健計画)は、老人福祉法第20条の8及び老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の18に規定される計画であり、さらに介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定される計画です。本計画ではこの両計画の整合をとるとともに、その他の法律の規定に配慮しながら、40歳以上の町民の保健、医療または福祉に関する事項を定めるものとします。

3 本計画のめざすもの

本計画のめざすものとして、「1 健やかではつらつとした輝く高齢期を過ごせるように」、「2 介護が必要になっても安心して生活ができるように」、「3 自立した地域づくりができるように」を掲げます。

1 健やかではつらつとした輝く高齢期を過ごせるように

健康診査や健康教育、健康セミナーなど、「健康ビジョン」に基づきながら青年・壮年期からの保健サービスの充実を図り、「80歳の青年」を目標に、ねたきりや認知症等の予防・改善のための介護予防施策を進めます。また、町民が高齢期を迎えてもはつらつとした日常生活を送れるように、高齢者が自らの経験と知識を生かし、社会参画できるような支援を進めます。

2 介護が必要になっても安心して生活ができるように

加齢や障害のために介護が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域の中でそれぞれのニーズに合ったサービスを利用し、安心して日常生活を送れるよう、介護保険サービスの量的確保と質的向上を図ります。また、生活機能が低下している高齢者に対しては、介護認定を受ける前の状態から必要なサービスを総合的・一体的に提供するなど、安心して生活できるための支援体制の整備を行います。

3 自立した地域づくりができるように

地域における社会福祉協議会を中心とした活動や住民の自主的取り組みを地域福祉の新しい主体として位置付け、地域の住民とパートナーシップに基づく協働のもとにこのような取り組みを支援しながら町の地域福祉づくりをめざします。

第2節 計画の位置づけと期間

1 計画の位置づけ

この計画は第1節の2に基づくとともに、基礎となる考え方は第4次酒々井町総合計画基本理念「町民参加による、町民のためのまちづくり」及び基本目標「明るく健やかに暮らせる思いやりのあるまちづくり」(保健福祉)及び基本目標「住む人の心がかよう健全なまちづくり」(地域社会と行財政)です。計画の具体化にあたっては、総合計画の実施計画や各年度の予算編成に反映させるとともに、他の健康・保健・福祉等関連計画と連携を図り進めていきます。

2 計画の期間

第3期計画は平成18(2006)年度から平成20(2008)年度までの3か年計画とします。なお、平成20年度中に見直しを行い、高齢者保健福祉計画についても介護保険事業計画との整合により同じ計画期間とします。

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
			→		
第2期計画期間					
			→		
			第3期計画期間		

3 計画の進行管理及び点検

本計画の円滑で確実な実施を図るため、計画期間内に「酒々井町高齢者保健福祉計画推進委員会」において、介護保険サービスの提供事業者間の連携状況、行政機関内での連携状況、住民のサービスに対する満足度、保健・福祉事業の達成状況等について点検・評価を行います。

第3節 計画策定の流れと方法

1 計画策定の考え方

本計画は、当町の高齢者と高齢者をとりまく実態及びニーズを把握し、計画の主体は高齢者であるということを前提としながら、高齢者の幸福な人生を確保するための方策を追求するものです。計画の主役は高齢者であり、計画の策定、実施にあたっては住民と行政の協働が重要であることから、計画策定過程における住民参加を積極的に推進することを基本としています。

住民に対しては「介護保険制度やサービス、高齢者福祉」等に関するアンケートの実施をはじめ、策定委員会への一般住民の参加などを図りました。

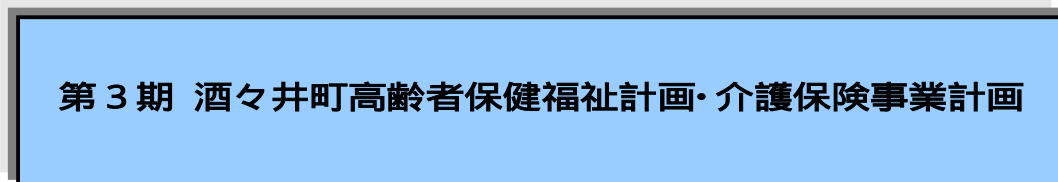
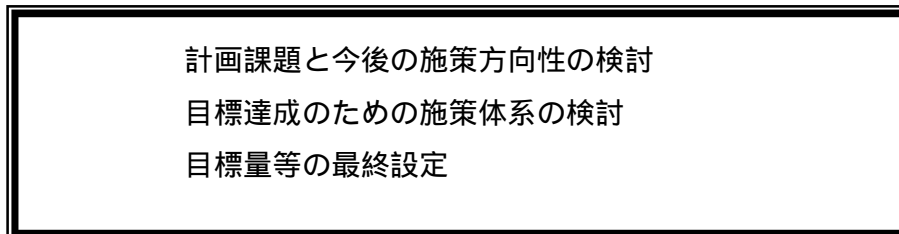
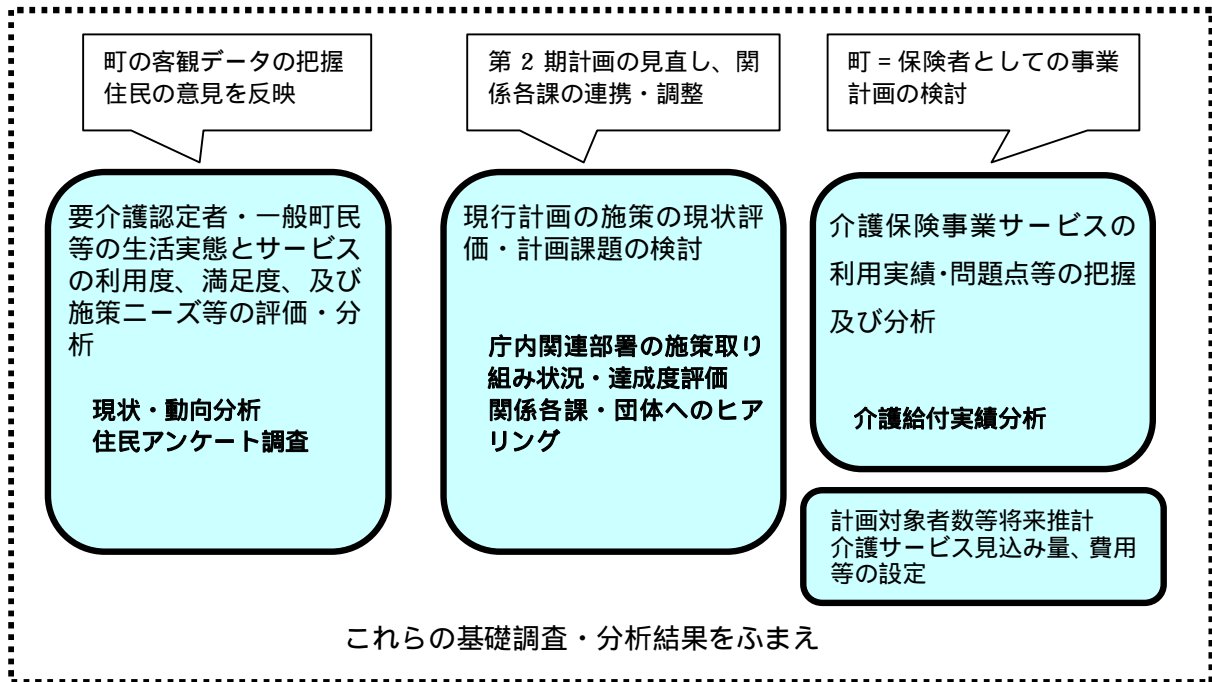
2 実態調査の実施

介護保険制度実施後の要支援・要介護高齢者の生活の状態や介護保険サービス利用状況などを把握し、計画策定の基礎資料を得るために、平成17年度に在宅の要介護認定者、一般町民（40歳以上）及び施設入所者を対象に3種類の高齢者等実態調査を実施しました。

区分	調査対象	在宅の要介護認定者	一般町民	施設入所者
サンプル数		291人	1,200人	92人
有効回収数		195人	628人 (うち65歳以上 277人)	66人
有効回収率		67.0%	52.3%	71.7%
抽出法		全数	無作為抽出	全数
調査方法		郵送配布・回収		
調査時期		平成17年7月		
調査地区		町内全域		

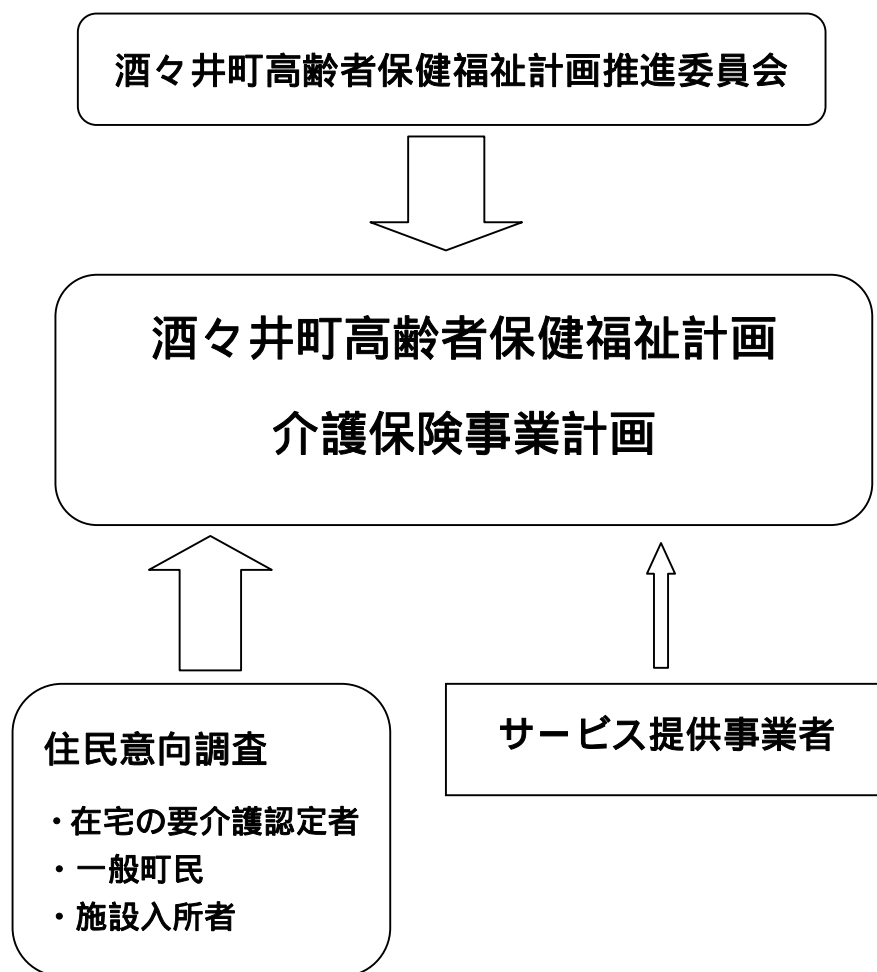
3 計画策定の流れ

本計画は、下記の流れにそって策定しています。



4 高齢者保健福祉計画推進委員会の設置

「第3期酒々井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあたっては、行政機関内部だけではなく、幅広い意見を取り入れるため、医療・福祉関係者及び学識経験者、議会関係者、住民代表（被保険者）を委員とする計画推進委員会において審議し、策定しました。



第4節 日常生活圏域の設定

住み慣れた地域でのサービス利用を可能とする観点から、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して「日常生活圏域」を設定します。

計画においては、日常生活圏域ごとの各サービスの利用見込量を定めるとともに、地域密着型サービスのうち、小規模な介護老人福祉施設、小規模な介護専用型特定施設、認知症高齢者グループホームについては、当該見込量を基に、日常生活圏域ごとの必要利用者定員総数を定めることが必要となっています。

町においては、中学校が1か所であることや現在の酒々井町が誕生してから100年以上が経過していること、また概ね人口2～3万人に1か所が一つの目安になることなどから町内を1つの日常生活圏域と設定します。

第5節 地域包括支援センター

高齢者の尊厳を支えるケアを実現していくために、介護保険事業の運営を核としながら、地域住民による多様な活動の展開も含め、地域における保健医療サービス及び福祉サービスの提供を総合的に行い、地域における包括的・継続的ケアマネジメントシステムを構築していくことが必要です。

そのため、地域全体に目配りできる地域包括支援センターを設置し、そこにおいて包括的継続的マネジメントの支援、総合相談・支援、介護予防マネジメントを適切に実施していきます。

町では、この地域包括支援センターを町のほぼ中央に位置する酒々井町社会福祉協議会の建物内に、新たに1か所設置します。

また、地域包括支援センターで実施する事業の適切な運営と、公正・中立を確保するため、町内のサービス事業者、被保険者、その他関係団体で構成する「酒々井町地域包括支援センター運営協議会」を設置しました。



第2章 酒々井町の現況

第1節 酒々井町を取り巻く状況

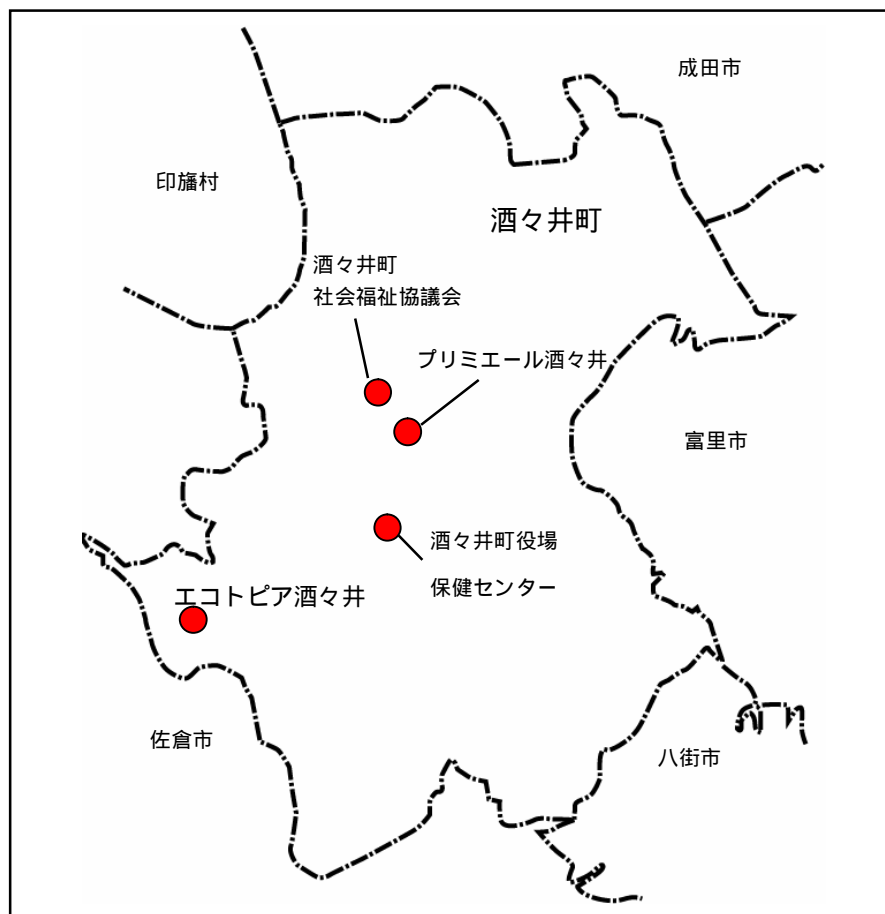
1 町の概況

当町は千葉県北部、首都東京からは50km圏、千葉市からは20km圏に位置しています。町面積は19.02km²で、北は国際空港と門前町の成田市、東は八街市、富里市、南西は歴史と文化の城下町の佐倉市、北西は印旛沼をへだてて印旛村にそれぞれ接しています。

北総台地のほぼ中央に位置するため、谷津の多い丘陵地となっており、丘陵地の平坦部に市街地が形成されています。

首都圏近郊整備地帯に属し、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を基本に、早くから計画的な土地利用を進めてきました。

気候はきわめて温暖であり、またみどり豊かな自然に包まれており、最適な生活環境に恵まれています。



2 人口構造等

(1) 総人口と高齢化率の推移

平成12年から平成17年の住民基本台帳によると、総人口は増加傾向で推移しています。高齢化率は12.8%から16.1%へ上昇しており高齢化が進んでいます。

図表1 年齢階層別人口の推移（住民基本台帳人口 / 各年10月1日）

（単位：人）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
総人口	20,120	20,184	20,412	20,697	21,261	21,585
0～39歳	9,559	9,530	9,655	9,771	10,146	10,345
40～64歳	7,992	7,925	7,849	7,860	7,872	7,775
前期高齢者人口	1,529	1,620	1,746	1,858	1,964	2,141
65～69歳	853	948	1,070	1,140	1,228	1,320
70～74歳	676	672	676	718	736	821
後期高齢者人口	1,040	1,109	1,162	1,208	1,279	1,324
75～79歳	478	506	508	531	570	584
80～84歳	318	334	366	376	388	395
85歳以上	244	269	288	301	321	345
40歳以上人口	10,561	10,654	10,757	10,926	11,115	11,240
65歳以上人口	2,569	2,729	2,908	3,066	3,243	3,465
高齢化率	12.8%	13.5%	14.2%	14.8%	15.3%	16.1%

65歳以上の人口が総人口に占める割合

(2) 人口動態

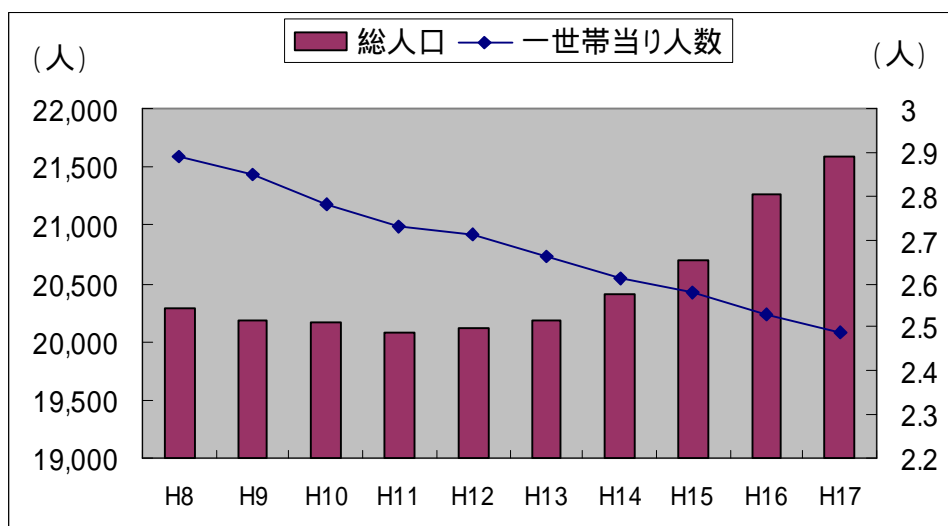
平成8年から平成17年までの人口の推移をみると、総人口は微増、世帯数は増加傾向で推移しており、一世帯当りの人数は減少が続いています。

図表2 人口動態（住民基本台帳 / 各年10月1日）

（単位：人、世帯）

	総人口	世帯数	一世帯当り人数
平成8年	20,294	7,025	2.89
平成9年	20,190	7,091	2.85
平成10年	20,168	7,267	2.78
平成11年	20,075	7,351	2.73
平成12年	20,120	7,416	2.71
平成13年	20,184	7,593	2.66
平成14年	20,412	7,833	2.61
平成15年	20,697	8,013	2.58
平成16年	21,261	8,397	2.53
平成17年	21,585	8,658	2.49

図表3 総人口及び一世帯当り人数の推移



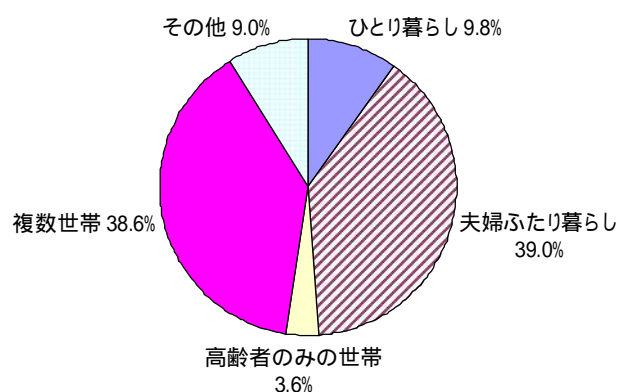
(3) 高齢者世帯の現状

平成 17 年度に実施した介護保険被保険者実態調査によると、一般町民を対象とした調査からは、高齢者がいる世帯の半数以上は、ひとり暮らし、夫婦ふたり暮らし、あるいは高齢者のみの世帯となっています。また、在宅の要介護等認定者を対象とした調査からも、ひとり暮らし、夫婦ふたり暮らし、あるいは高齢者のみの世帯が約 4 割となっています。

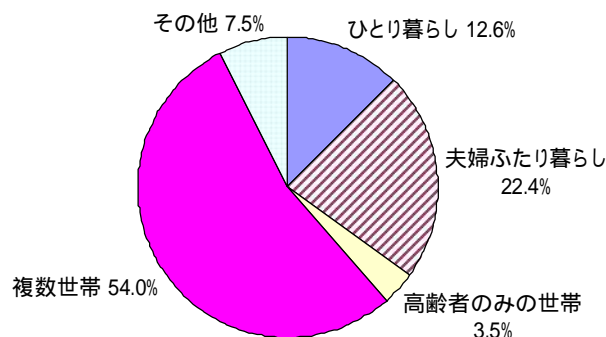
ひとり暮らしや夫婦ふたり暮らし等の世帯の今後の動向に留意し、これら的高齢者がすこやかに安心して、地域での生活を継続できるようなまちづくりの視点が重要です。

図表 4 高齢者世帯の現状

(1) 一般高齢者 回答者数 277 人



(2) 在宅要介護等認定者 回答者数 174 人



(4) 疾病構造の推移(国保病類別疾病統計)

平成16年国保病類別疾病統計によると病気の種類で1番多いのが循環器系の疾患(24.3%)、次に内分泌・栄養及び代謝疾患(12.0%)、眼及び附属器の疾患(9.9%)となっています。また過去3年間の推移をみると、呼吸器系の疾患、消化器系の疾患、並びに眼及び附属器の疾患の占める割合が、わずかずつですが減少傾向にあり、精神及び行動の障害は割合は低いものの増加傾向にあります。

図表5 疾病状況の推移(65歳以上、各年5月診療分)(単位:%)

区 分	平成14年	平成15年	平成16年
悪性新生物	3.7	4.6	4.4
内分泌・栄養及び代謝疾患	12.0	12.3	12.0
精神及び行動の障害	4.0	4.1	4.6
循環器系の疾患	23.9	22.9	24.3
呼吸器系の疾患	10.2	9.7	8.8
消化器系の疾患	8.4	7.5	7.2
眼及び附属器の疾患	11.4	10.2	9.9
筋骨格系及び結合組織の疾患	8.4	8.7	8.4
その他	18.0	20.0	20.4
合計	100.0	100.0	100.0

(5) 老人医療費の負担状況

受給者数が減少傾向にありますが、これは、制度改正によ14年10月から老人医療の適用が70歳から75歳に引き上げられたことによります。これにより対象者の絞りこみと介護保険の適用という相乗効果による医療費抑止を見込みましたが、図表6のとおり、受給件数が伸びていない割に全体の負担額は増加傾向にあります。このことから1人あたりの受診機会が増えていることがうかがえます。

図表6 老人医療費の推移(住民課/単位:人、件、円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
受給者数(年平均)	1,813	1,772	1,705
受給件数	44,575	45,213	44,597
負担額	997,176,430	984,614,716	1,007,176,444
1人あたりの負担額	550,015	555,652	590,719
1件あたりの負担額	22,371	21,777	22,584

第2節 アンケート調査からみる高齢者の状況

平成17年度に実施したアンケート調査から、主な結果を抜粋すると以下のとおりとなります。(一般町民/在宅要介護認定者/施設入所者)

一般町民のうち、およそ9割の人が日常生活は普通に送れる状況ですが、そのうちの3割強はなんらかの病気等をもっています。これらの人が介護が必要な状態にならず自立した日常生活を送ることができるよう、健康づくりや介護予防に積極的に取り組むことが必要です。(図表10)

介護保険サービスを利用している人のサービスに対する居宅サービスの満足度はほとんどのサービスで高くなっています。不満を感じる人からは、「短期入所生活介護」では“希望する曜日や時間帯に利用できない”や“利用料金が当初思っていたより高い”などの声がよせられています。(図表12.13.14.15)

今後希望する介護について、要介護認定者において、可能な限り在宅での生活を続けたいという率が高くなっています。(図表16)

今後力を入れるべき介護施策については「介護認定方法の充実」や「家族の負担軽減のための施策・事業の充実」に対する要望があり、介護が必要な人が希望する在宅での生活を送るには、家族の負担軽減が欠かせないと考えられていることが表れています。(図表17)

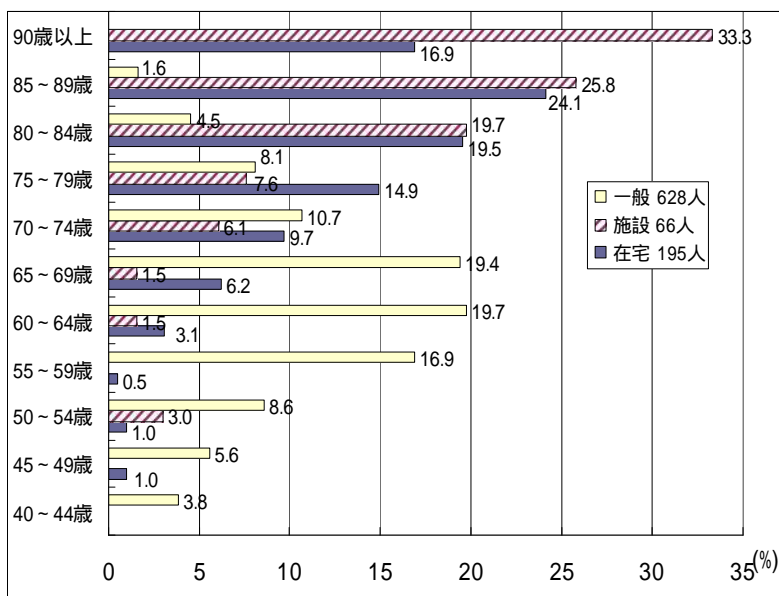
介護保険料とサービス内容については、サービスは現状維持を希望する人が多く、保険料は平成17年度の基準額2,950円と同程度の額が、高くなっても4,000円未満を希望する人が多くなっています。(図表18.19)

生きがいについて、“現在行っていないが今後やりたいこと”で「健康づくり・体力づくり」への関心が高くなっています。(図表29)

住みよい地域づくりに相互支援の仕組みやボランティア活動が必要と考える人は一般町民全体の8割強を占めています。(図表31)

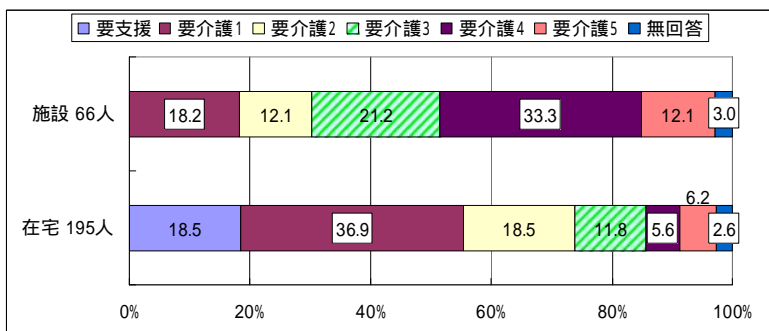
1 回答者の属性

図表 7 回答者の年齢



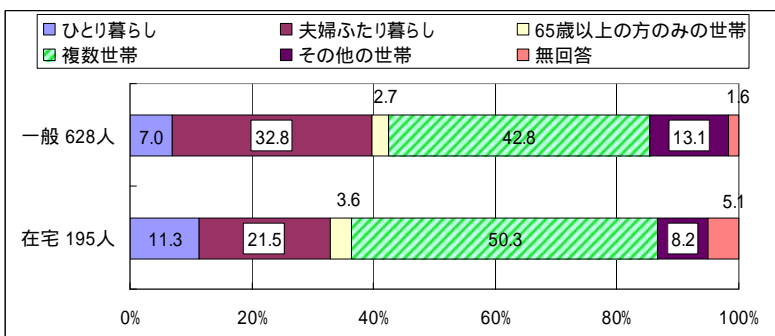
施設入所者で、後期高齢者の占める割合が高くなっている。

図表 8 要介護度（施設入所者 / 在宅要介護認定者）



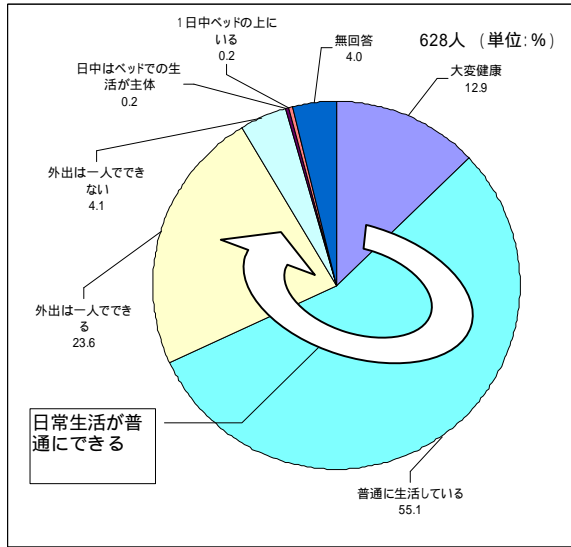
施設入所者で、重度の介護度の比率が高い。

図表 9 世帯の状況（一般町民 / 在宅要介護認定者）



要介護認定を受けている要介護者の1割強はひとり暮らしである。

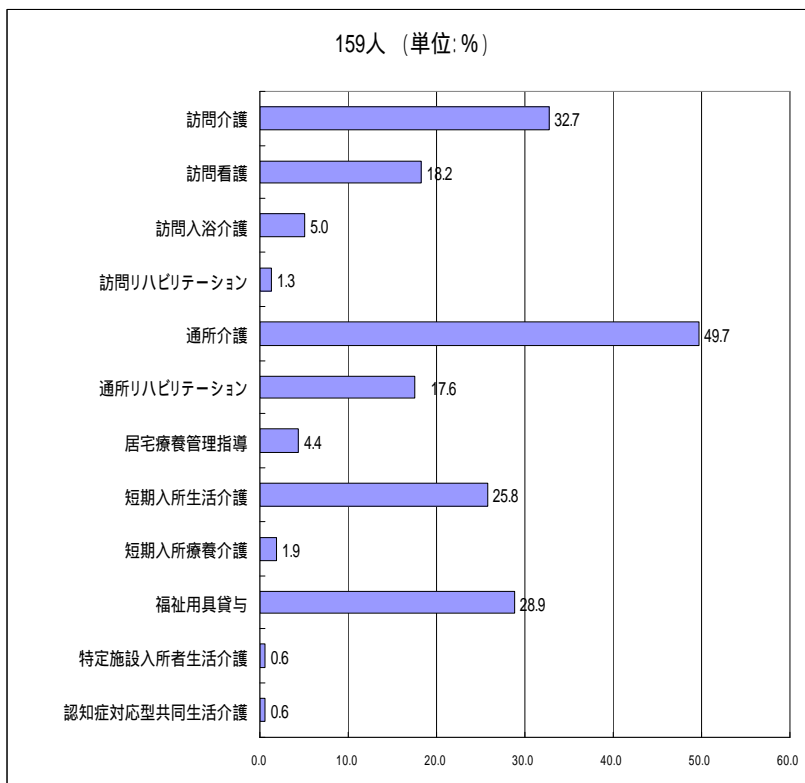
図表 10 健康状態（一般町民）



日常生活を普通に生活できる人は約9割(91.6%)を占めている。

2 介護保険サービスについて

図表 11 介護保険サービスの利用状況（在宅要介護認定者のうちサービス利用者）



アンケートに回答した在宅要介護認定者 187 人のうち、サービスを利用しているのは 159 人（85.0%）である。

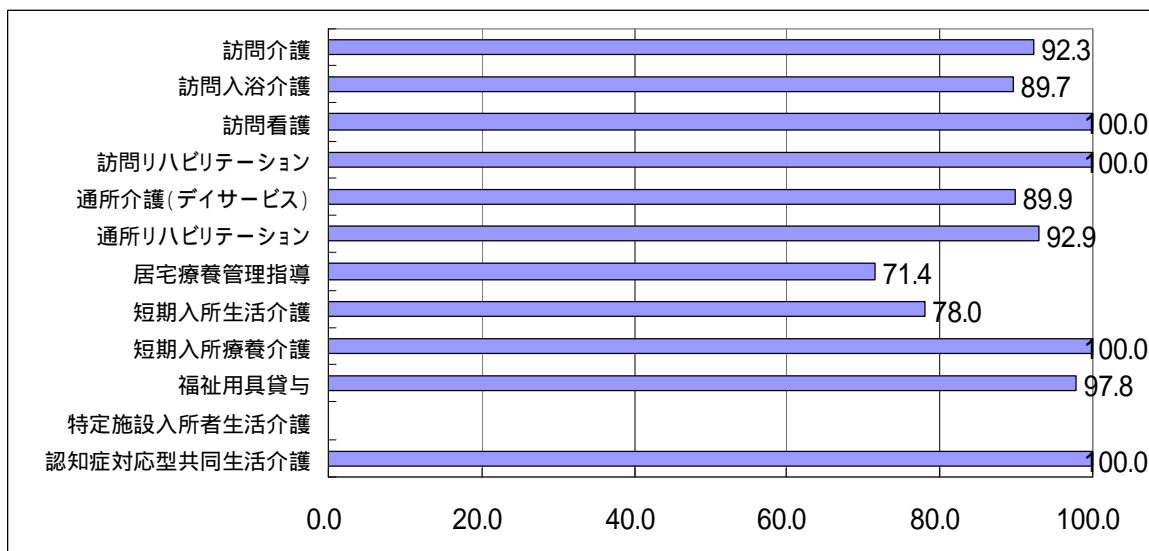
サービスを利用していない理由としては、「家族介護だけで十分だから」（7人）、「現在、病院等に入院しているから」（6人）、「希望するサービスを受けられそうにない」（6人）、「現在は、介護サービスを必要としないから」（6人）などがあげられている。

図表 12 利用している在宅介護サービスの満足度（単位：人）

サービス	利用していると答えた人数	満足と答えた人数	普通と答えた人数	不満と答えた人数	無回答
訪問介護(ホームヘルプ)	52	26	22	4	0
訪問入浴介護	29	15	11	2	1
訪問看護	8	3	5	0	0
訪問リハビリテーション	2	1	1	0	0
通所介護(デイサービス)	79	38	33	5	3
通所リハビリテーション(デイケア)	28	9	17	1	1
居宅療養管理指導	7	2	3	2	0
短期入所生活介護(ショートステイ)	41	16	16	8	1
短期入所療養介護	3	1	2	0	0
福祉用具貸与	46	26	19	1	0
特定施設入所者生活介護	1	0	0	0	1
認知症対応型共同生活介護	1	1	0	0	0

図表 13 利用している在宅介護サービスの満足度（在宅要介護認定者のうちサービス利用者）

（単位：％）



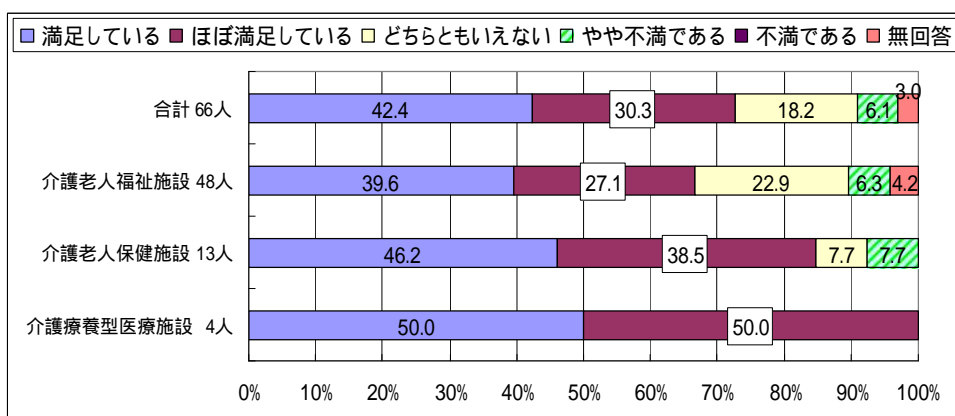
一部のサービスを除き、ほとんどのサービスで不満がないことが伺えます。

図表 14 不満の内容（在宅要介護認定者のうち利用しているサービスに不満のある人）

サービス名	不満の内容	人数
訪問介護	希望する回数が利用できない	2人
	利用料金が当初思っていたより高い	1人
	事業者や担当者の対応が悪い	1人
訪問入浴介護	利用料金が当初思っていたより高い	1人
	事業者や担当者の対応が悪い	1人
通所介護	希望する回数が利用できない	1人
	希望する曜日や時間帯に利用できない	1人
	事業者や担当者の対応が悪い	1人
	サービス内容が契約と違う	1人
	利用料金が当初思っていたより高い	1人
通所リハビリテーション	希望する回数が利用できない	1人
居宅療養管理指導	利用料金が当初思っていたより高い	1人
短期入所生活介護	希望する曜日や時間帯に利用できない	4人
	利用料金が当初思っていたより高い	2人
	希望する回数が利用できない	1人
	事業者や担当者の対応が悪い	1人

不満を感じる人は非常に少ないが、その中で不満の理由としては各サービスで表のとおりとなっている。

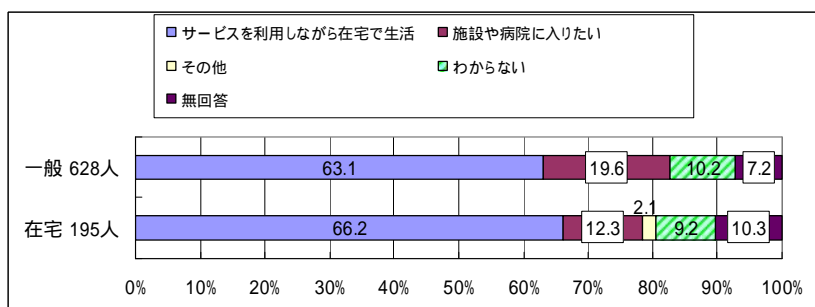
図表 15 施設サービスの満足度（施設入所者）



介護療養型医療施設入所者は全ての回答者が“満足”しているといえる。

3 今後の介護について

図表 16 今後希望する介護（在宅要介護認定者／一般町民）

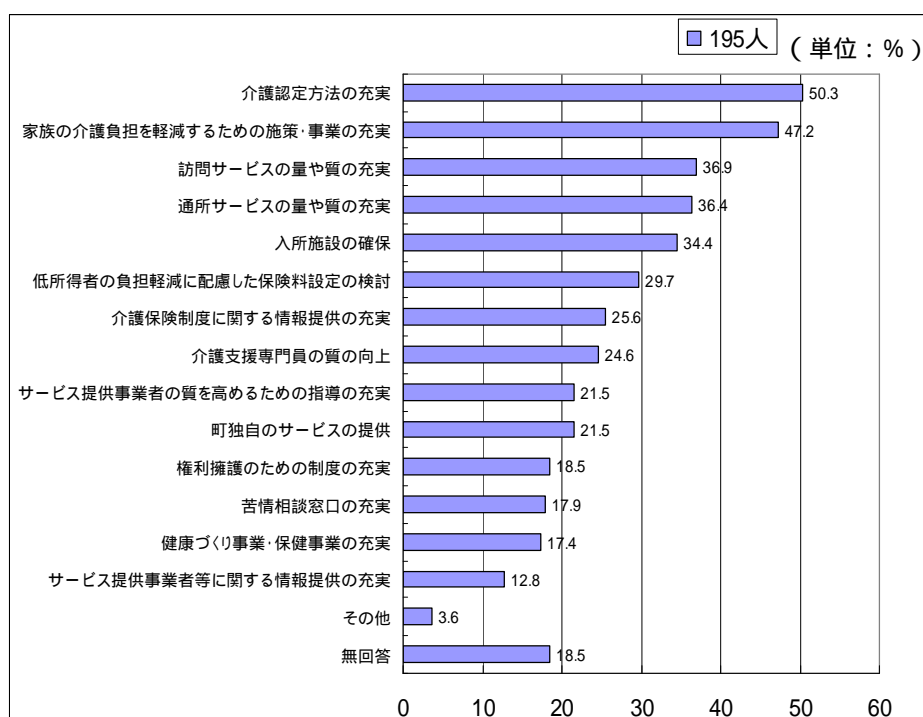


サービスを利用しながら在宅で生活することを希望する人が在宅の要介護者で約7割、一般町民では6割強。

一般町民の「サービスを利用しながら在宅で生活」は「家族などを中心に自宅で介護」(12.4%)、「サービスを活用しながら自宅で介護」(50.7%)の合計比率を採用している。

4 介護施策について

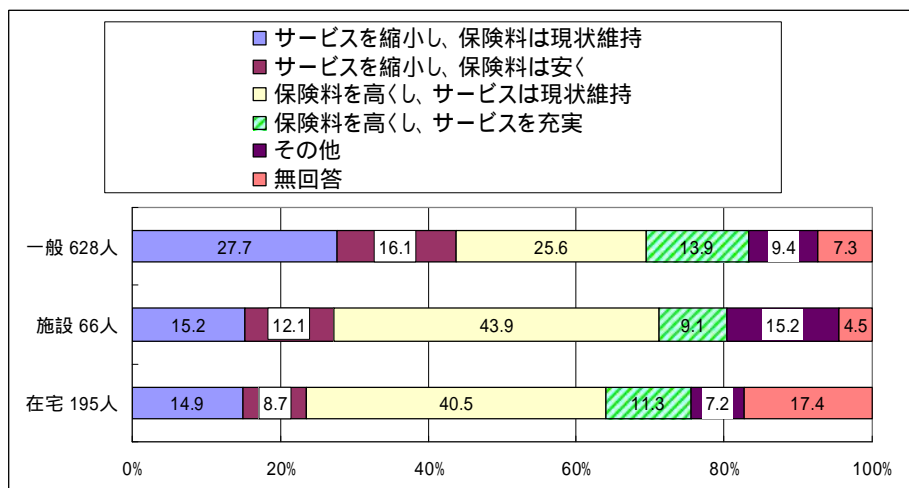
図表 17 今後力をいれるべき介護施策（在宅要介護認定者）



介護に関わる施策のあり方については、認定方法の充実や家族の負担軽減のための施策・事業の充実が上位となっており、家族の負担軽減につながる施策を求められていることがうかがえる。

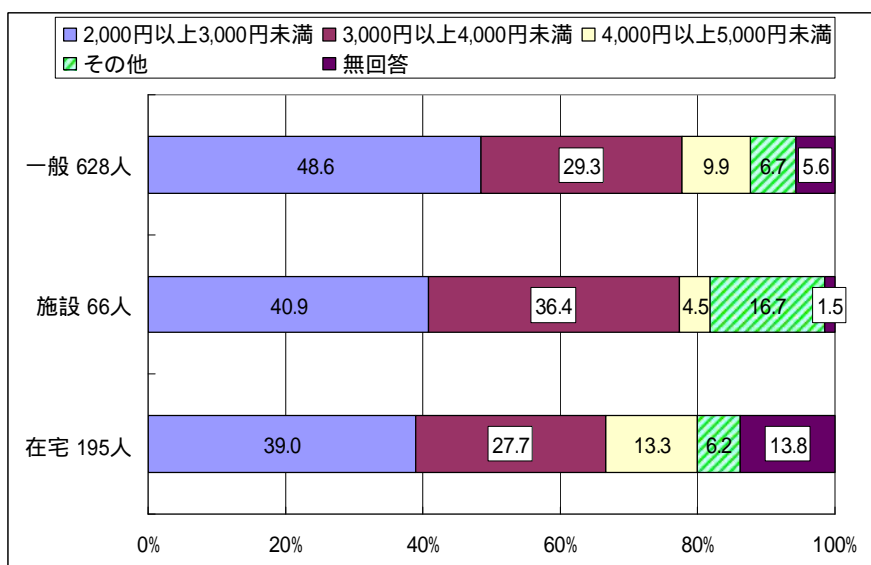
5 保険料・費用負担・介護サービスについて

図表 18 介護保険料に対する考え



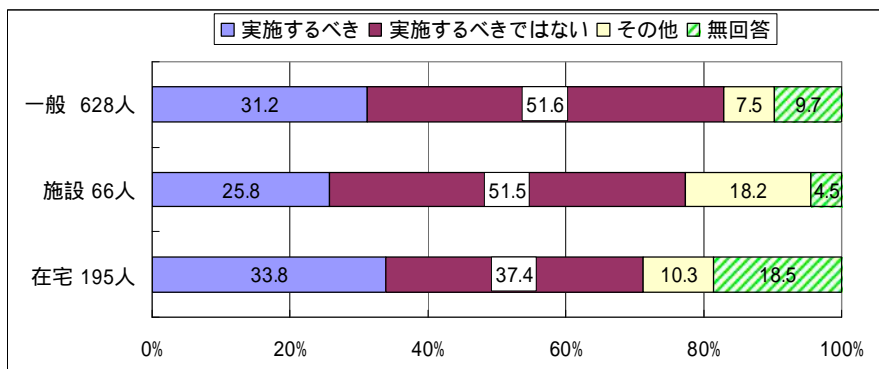
一般町民では「サービスを縮小し、保険料は現状維持」がもっとも多く、在宅要介護者及び施設入所者では「保険料を高くし、サービスは現状維持」がもっとも多くなっている。

図表 19 介護保険料基準月額に対する考え



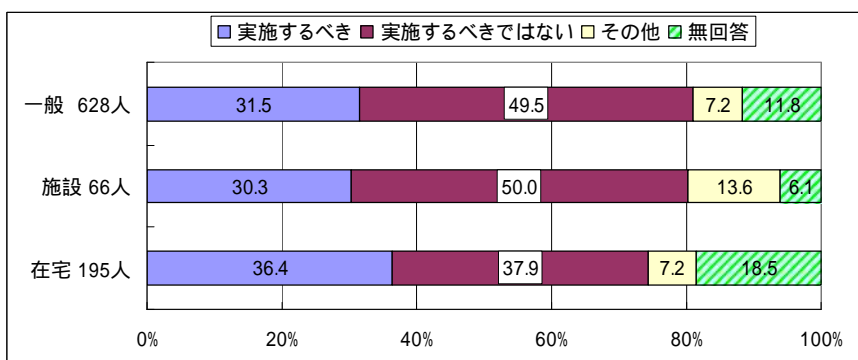
すべての対象者で、「2,000円以上3,000円未満」が一番多く、次に多いのが「3,000円以上4,000円未満」となっている。図表 21 と 22 からサービスは現状維持を希望するものが多く、保険料は平成 17 年度の基準額 2,950 円か、高くなっても 4,000 円未満を希望するものが多い。

図表 20 低所得者に対する保険料の減額または免除の実施に対する考え



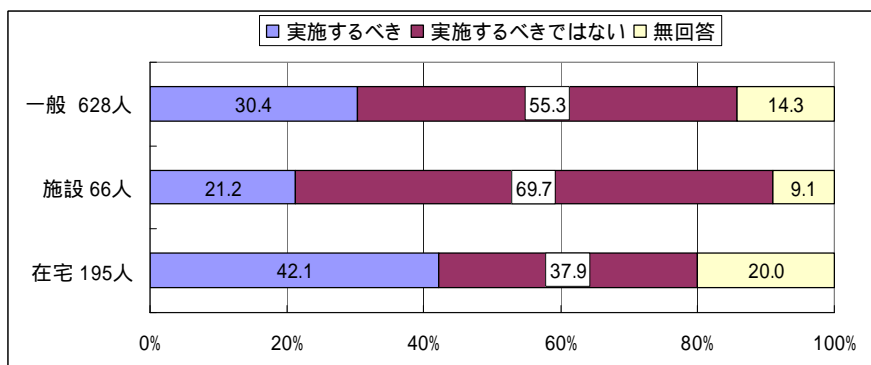
すべての対象者で、「実施するべきではない」が多い。

図表 21 低所得者に対する利用料の減額または免除の実施に対する考え



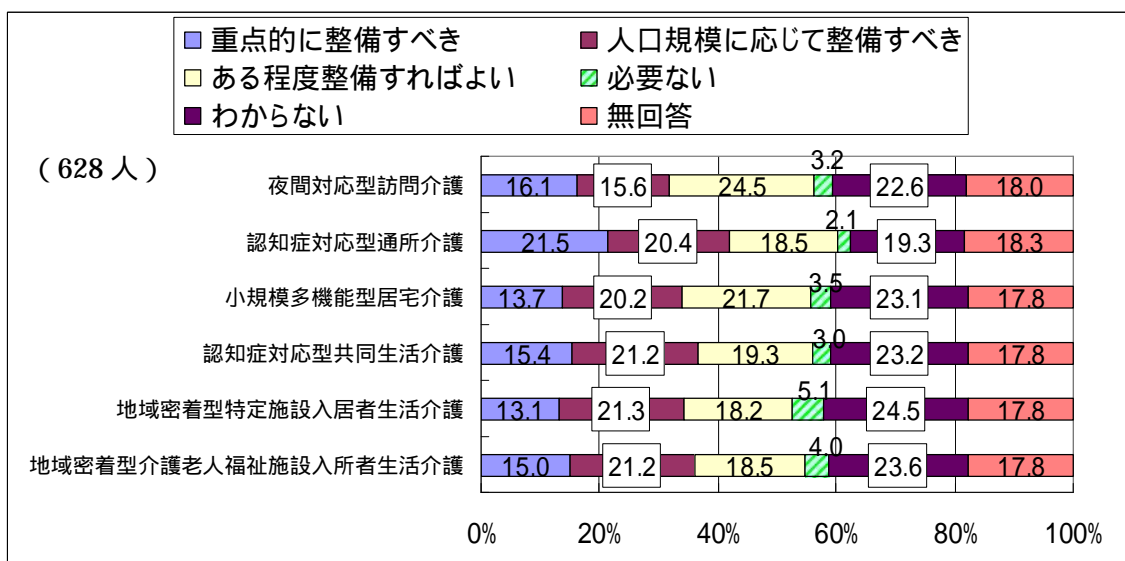
すべての対象者で、「実施するべきではない」が多い。

図表 22 市町村特別給付（横だしサービス）の実施に対する考え

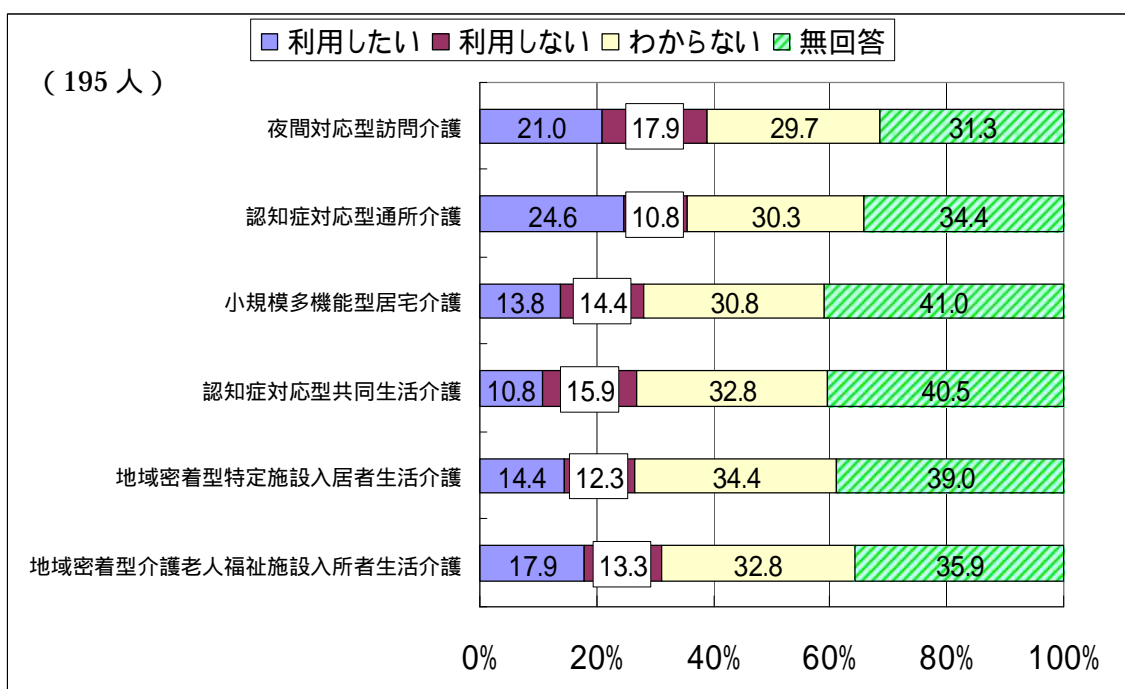


一般及び施設入所者では「実施するべきではない」が過半数となっているが、在宅要介護認定者では「実施するべき」が多くなっている。

図表 23 地域密着型サービスのサービス基盤に対する考え（一般町民）

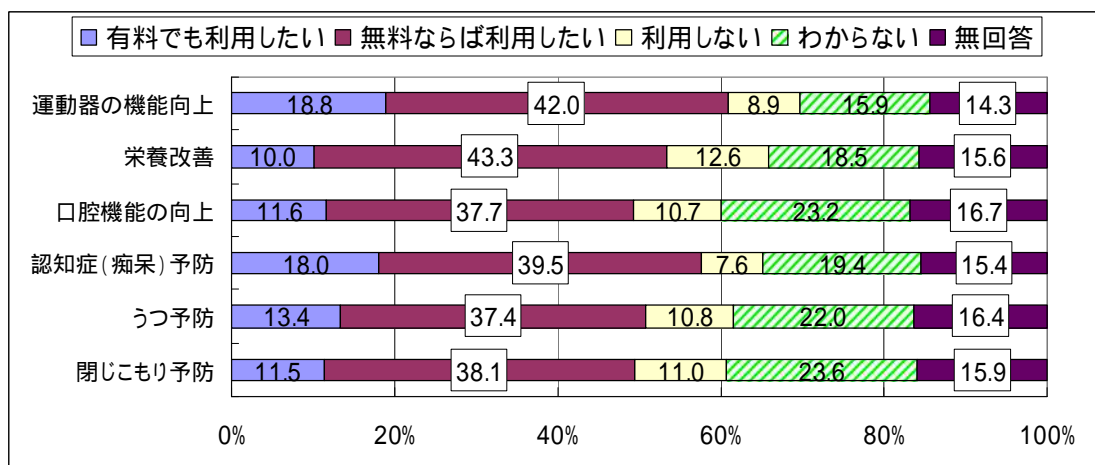


図表 24 地域密着型サービスのサービス利用についての考え（在宅要介護認定者）

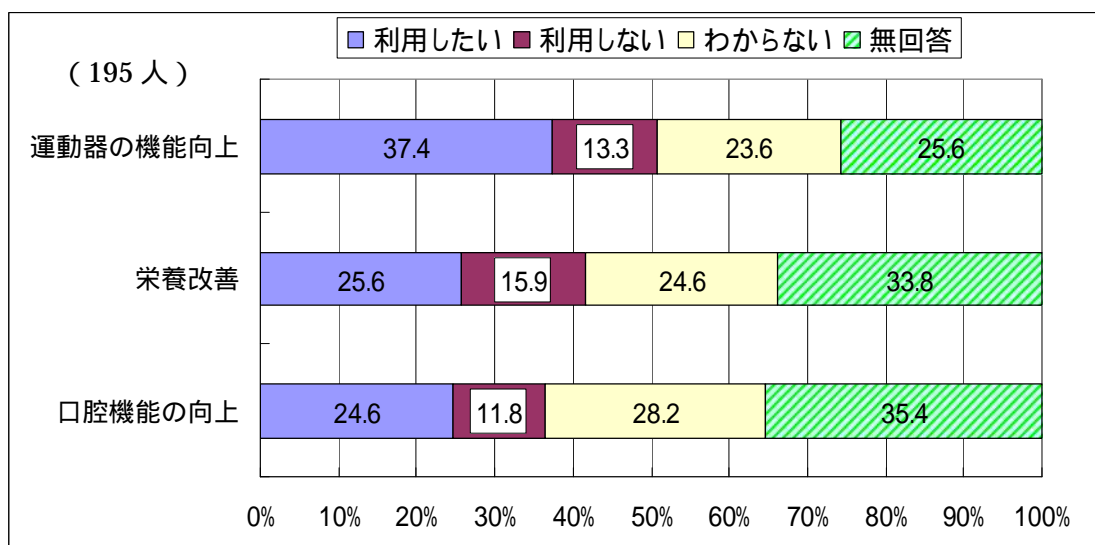


図表 25 介護予防事業に対する考え（一般町民）

（628人）

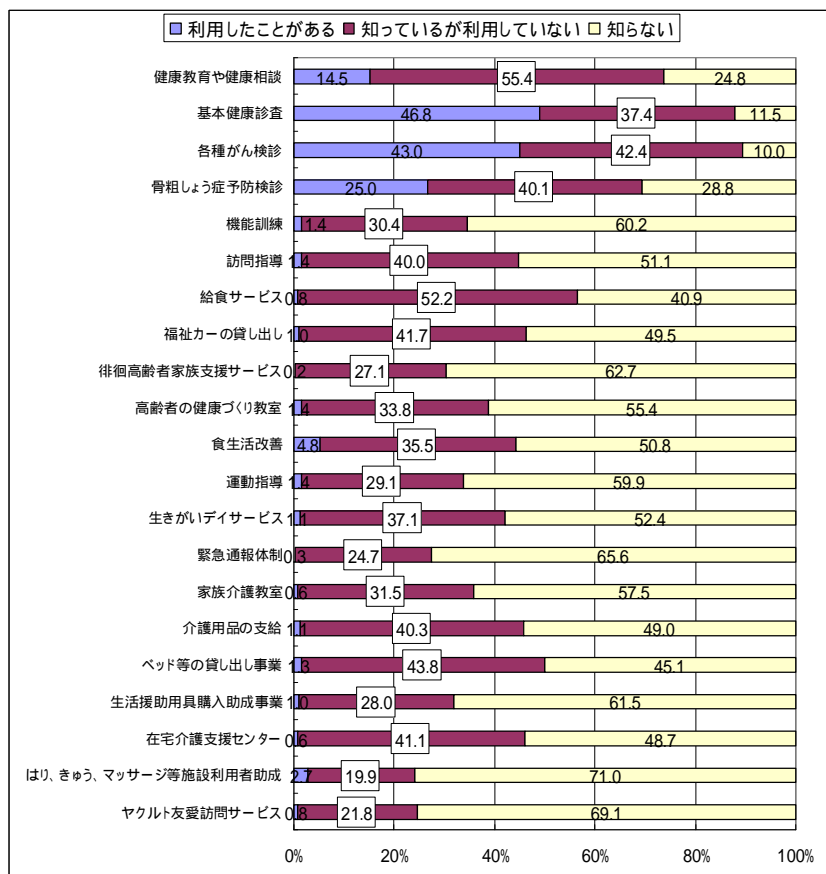


図表 26 介護予防事業に対する考え（在宅要介護認定者）



6 保健福祉サービスについて

図表 27 保健福祉サービスについての認知・利用状況（一般町民）（628人）

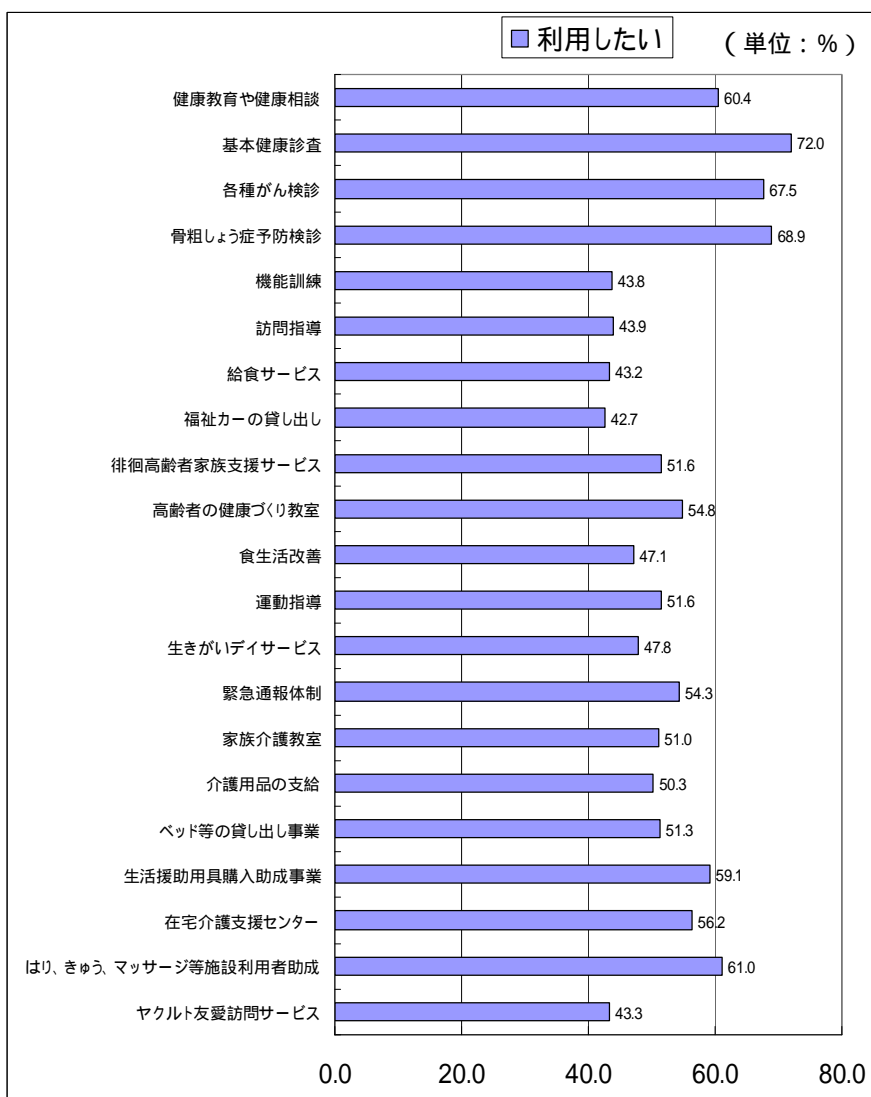


「利用したことがある」人が多いのは基本健康診査をはじめ、子宮がん・乳がん検診などの各種がん検診。

利用していてもサービスを知っている人は、いずれのサービスも概ね2割を超えている。中でも、基本健康診査や各種がん検診についての認知は8割を超え高くなっている。

図表 28 保健福祉サービスについての利用意向（一般町民）

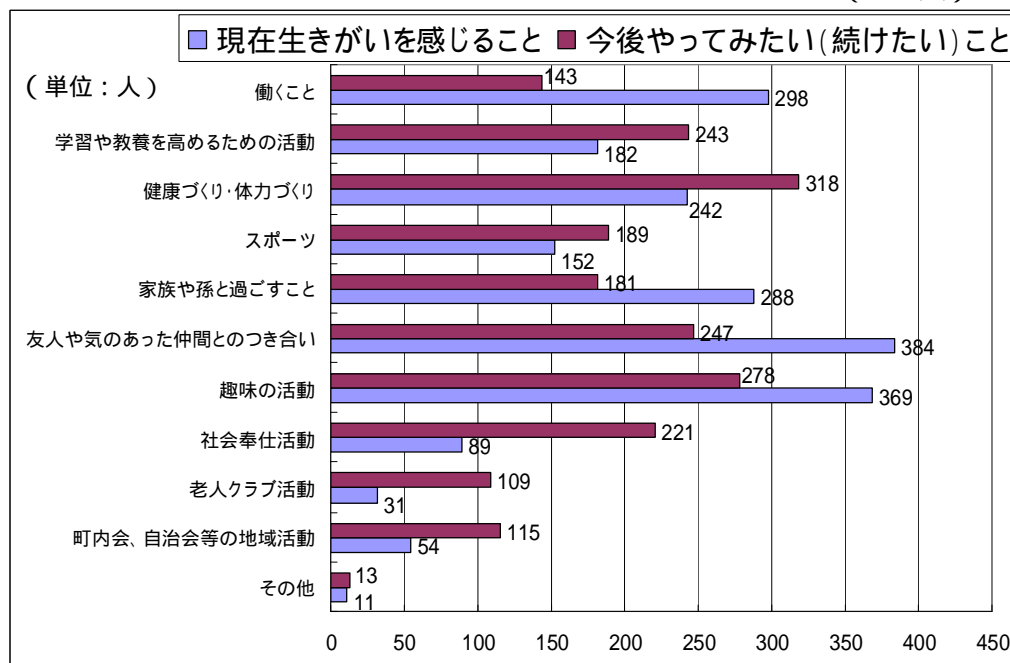
（628人）



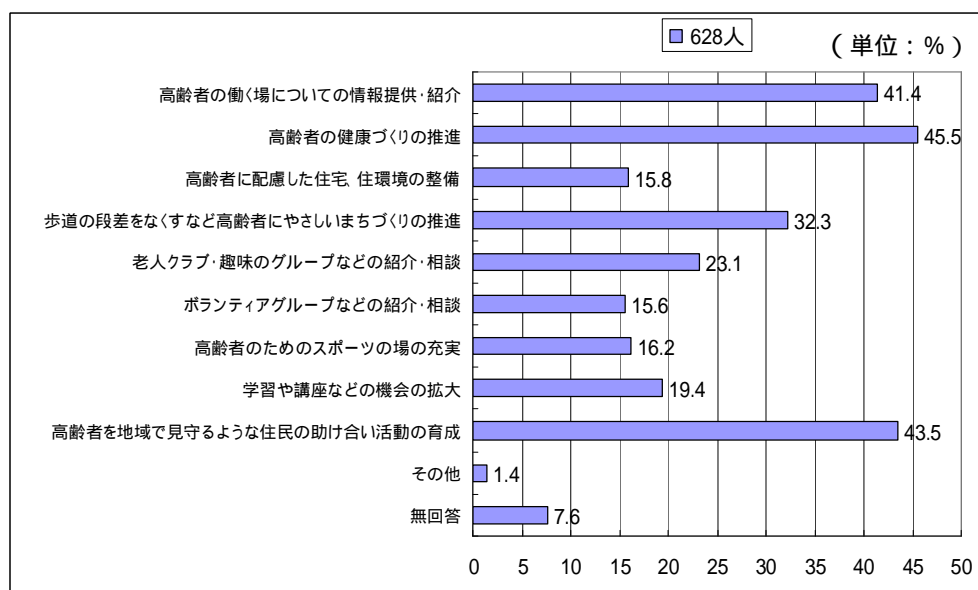
今後利用したいサービスは、基本健康診査、骨粗しょう症予防検診、各種がん検診など認知度でも高いサービスが上位を占めている。

7 生きがいやボランティア活動について

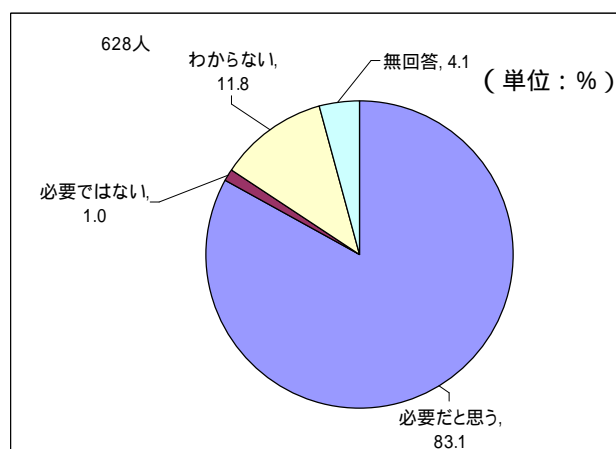
図表 29 生きがいについて（現在やっていることと今後やりたいこと）（一般町民）
（628人）



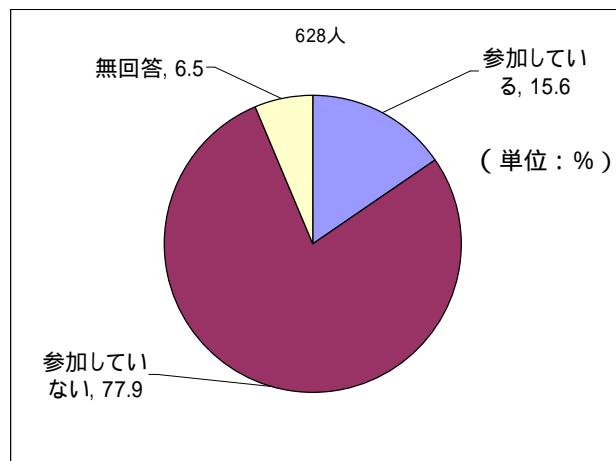
図表 30 高齢者の生活の質を高め、生きがいを持って生活していけるようにするために力を入れるべきことに対する考え（一般町民）



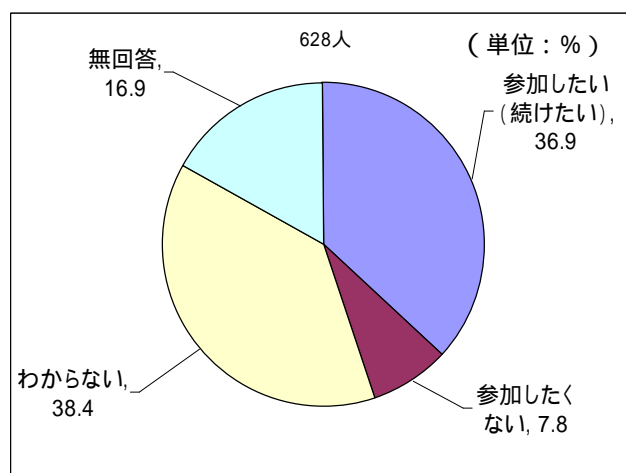
図表 31 ボランティア活動の必要性（一般町民）



図表 32 ボランティア活動に参加しているか（一般町民）



図表 33 ボランティア活動への今後の参加意向について（一般町民）



第3章 高齢者保健福祉サービス及び介護保険事業の現状

第1節 高齢者保健福祉サービスの現状

高齢者が健康でいきいきとした生活を送り、できる限り介護が必要な状態にならないようにすることが大切です。町では、介護予防や生活支援が必要な高齢者を対象に、各種の在宅福祉サービスを行っています。

1 日常生活の援助

(1) 紙おむつの給付

ねたきりや認知症のため居宅で紙おむつを使用している高齢者の方へ毎月紙おむつを給付します。

[対象者・費用負担等]

- ・在宅で概ね65歳以上のねたきり高齢者、認知症のある高齢者でおむつを使用している方のうち、要介護3から要介護5の認定を受けている方
- ・無料

(2) 福祉カー貸付事業

車いすを積み込むことができるリフト付きワゴン車を3日間まで貸出します。

[対象者・費用負担等]

- ・心身障害者(児)及び高齢者並びにその家族
- ・社会福祉団体
- ・社会福祉ボランティア
- ・ガソリン代のみ自己負担

(3) 緊急通報装置の貸与

ひとり暮らしの高齢者等に緊急事態を通報する電話機とペンダント型発信機を貸与し、緊急時の安全を確保します。

[対象者・費用負担等]

- ・概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等で緊急時に連絡する方がいない方
- ・無料

(4) 2市1町SOSネットワーク事業

行政・警察・消防が一体となり、地域の民間団体の協力のもと行方不明者の早期発見、保護及び予防することを目的としております。

検索情報網 行方不明者の情報を広く伝達するため関係機関及び民間協力団体を結ぶFAXネットワークと防災無線による情報提供

検索ポケベル 当該機器を保有する利用者が行方不明となった場合に、音を周囲に知らせることができるポケットベル

位置情報提供装置 当該機器を保有する利用者が行方不明となった場合に、GPS(人工衛星)を利用した捜索用位置検索装置

[対象者・費用負担等]

・佐倉市・八街市・酒々井町に居住する知的若しくは精神的な原因により行方不明になるおそれのある者、またはその者の介護者及び保護者

無料

ポケベル(貸与) 基本料金等は自己負担

専用機加入料助成 基本料金等は自己負担

(5) はり、きゅう、マッサージなど施設利用者助成事業

はり、きゅう、あんま、マッサージまたは指圧の施設を利用する者に対し、施術を要した費用の一部を助成します。

[対象者・費用等]

・町内に居住し、住民基本台帳法または外国人登録法の規定に基づき記録または登録されている65歳以上の高齢者

・助成額 800円/枚

助成券交付枚数 2枚/月(24枚/年限度)

(6) 給食サービス(社会福祉協議会)

ボランティア『菜のはな会』のみなさんが、原則として月3回(第1・3・4木曜日)手作りの昼食を配達します。

[対象者・費用等]

・70歳以上のひとり暮らしの方

・無料

(7) ヤクルト友愛訪問事業(社会福祉協議会)

70歳以上のひとり暮らしの高齢者の方を対象にヤクルト飲料を配達しています。

[対象者・費用等]

- ・70歳以上のひとり暮らしの方
- ・無料

2 介護予防

(1) ホームヘルパー派遣事業(生活管理指導員派遣事業)

日常生活を営むのに支障がある高齢者の家族に対して家事や介護などのお世話をしています。派遣回数は週2回を限度とし、訪問時間は2時間程度です。

[支援内容・対象者・費用負担等]

- ・生活援助

(家事サービス-住居等の清掃・衣類の洗濯・調理・買い物等)

- ・身体介護

(介護サービス-食事・衣類着脱・排泄・入浴の介助等)

- ・その他の必要な相談・助言

- ・町内に居住する概ね65歳以上の高齢者であって要介護認定で制度の対象外となる方または認定申請をしていない方

利用時間	利用者負担額	
	生活援助	身体介護
30分未満		231円
30分以上1時間未満	208円	402円
1時間以上	291円に1時間から30分増すごとに83円を加算した額	584円に1時間から30分増すごとに83円を加算した額

(2) ショートステイ事業(生活管理指導短期宿泊事業)

在宅の65歳以上の高齢者を常に世話をしている家族の方が疾病・冠婚葬祭等により、一時的に世話ができなくなった場合に限り、7日間を限度として特別養護老人ホームに入所することができます。

[対象者・費用等]

- ・町内に居住する概ね65歳以上の高齢者であって要介護認定で制度の対象外となる方または認定申請をしていない方
- ・介護に要する費用 797円/日
- ・移送費(片道につき) 184円

(3) デイサービス事業（生きがい活動支援通所事業）

在宅で日常生活に支障のある高齢者に対し、自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を防止するため、週2回を限度としてデイサービスセンターに送迎し、入浴・昼食・健康チェック・レクリエーションなどを行います。

送迎は概ね午前9時～9時30分頃自宅へ伺い、帰宅は午後3時30分～4時頃になります。

[対象者・費用等]

- ・町内に居住する概ね65歳以上の高齢者であって要介護認定で制度の対象外となる方または認定申請をしていない方
- ・単独型 572 円/日、併設型 482 円/日 食事等の加算あり

(4) 生活援助用具の貸出（社会福祉協議会）

ベッド・歩行器・車いす・サイドテーブル・ポータブルトイレ・エアマットを貸出します。期間は6か月間までです。（更新できます。）

[対象者・費用等]

- ・心身障害者・ねたきり高齢者世帯
- ・無料

(5) 生活援助用具の購入助成（社会福祉協議会）

購入金額の2/3以内で5万円を限度として一世帯につき年度内一回まで助成します。

[対象者・費用等]

- ・心身障害者・ねたきり高齢者世帯

第2節 介護保険事業の現状

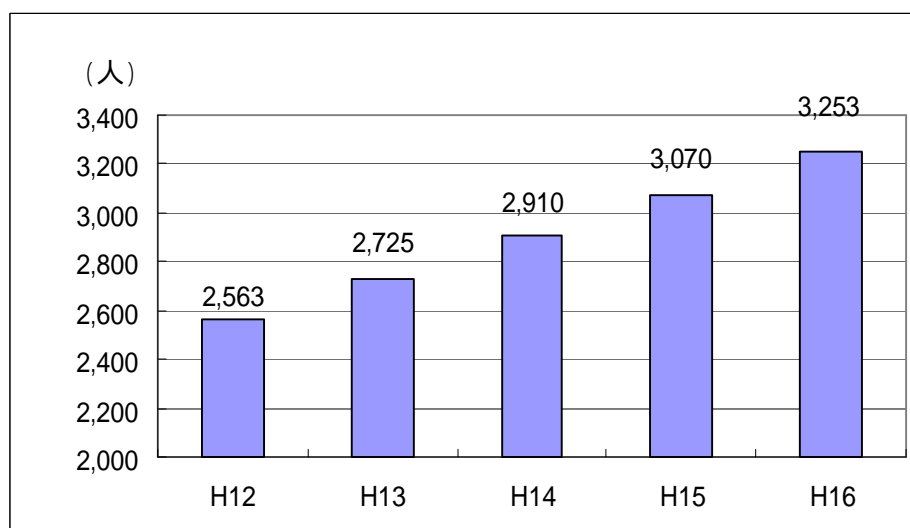
平成12年からスタートした介護保険制度では、65歳以上の方で、ねたきりや認知症などで常に介護を必要とする状態の方（要介護状態）、65歳以上の方で、家事や身支度等、日常生活に支援が必要な状態の方（要支援状態）、40歳以上64歳までの方で、初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気（特定疾病）により要介護状態や要支援状態となった方を対象に、介護保険事業サービスを実施しています。当町における介護保険事業の実施状況は以下のとおりです。

1 認定者数・受給（利用）者数の推移

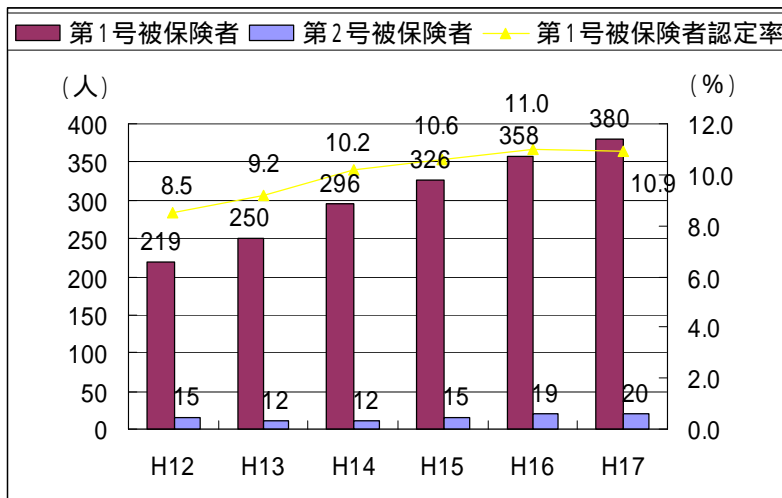
平成12年度から平成16年度までの給付実績から、認定者数、受給者数等の推移を表すと以下の表のとおりです。

第1号被保険者数をはじめ、要支援・要介護認定者数及び、要介護認定率（65歳以上人口に占める認定者の割合）は上昇傾向で推移しています。また、認定者のうち実際にサービスを利用しない人の割合も微増傾向にあり、利用率は下がってきています。なお、給付費をみると施設サービスは横ばい、居宅サービスは増加傾向で推移しています。

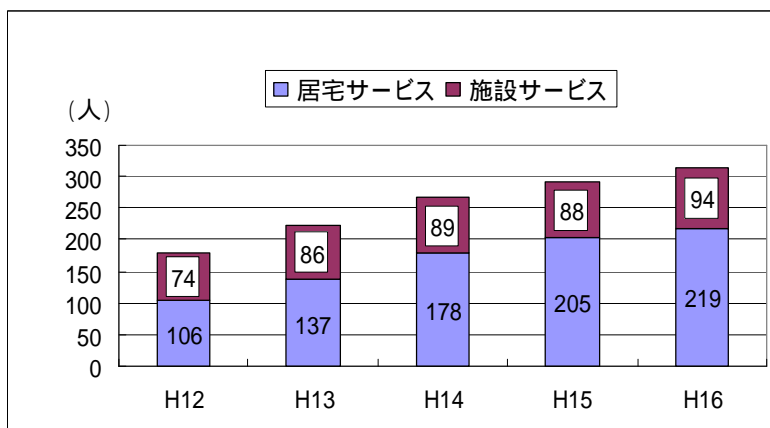
図表 34 第1号被保険者数の推移（各年9月末日現在）



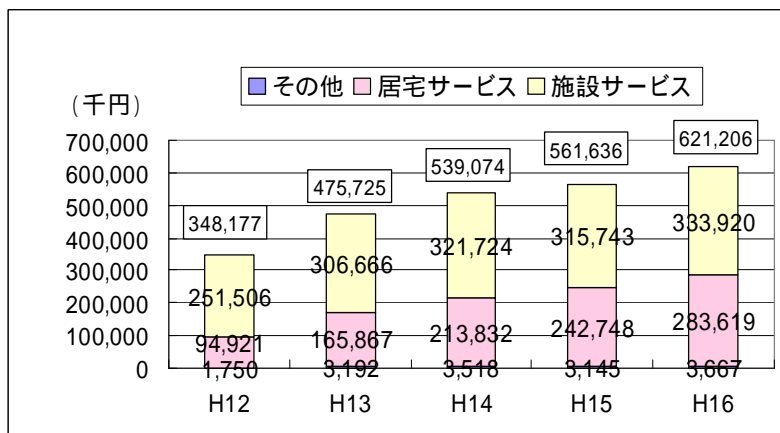
図表 35 要介護認定者数・認定率の推移（各年9月末日現在）



図表 36 介護サービス利用者数の推移（各年9月サービス利用分）



図表 37 介護給付費の推移（各年度決算額）



2 要介護認定

(1) 認定調査

認定調査については、主に町の職員で実施しています。

また、調査員の資質向上を図るため、研修を実施しています。

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
調 査 件 数	455 件	492 件	538 件
町 調 査 件 数	452 件	490 件	537 件
委 託 件 数	3 件	2 件	1 件

(2) 認定審査会

認定審査会は、保健・医療・福祉の学識経験者で構成しており、月に2回のペースで行っています。

審査判定基準が均一に保たれるよう、情報提供や意見交換を行っています。

認定の有効期間については、新規認定は原則6か月間、更新認定は原則12か月間としながらも、更新認定については、認定審査会において、長期間にわたり、状態に変化がないなどの場合、有効期間を24か月間に延長しています。

(3) 認定状況

平成14年度、平成15年度及び平成16年度の要介護度別認定状況は、次のとおりです。

認定ランク		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
年度								
平成14年度	認定者数(人)	71	145	85	62	60	29	452
	割合(%)	15.7	32.1	18.8	13.7	13.3	6.4	100.0
平成15年度	認定者数(人)	71	158	65	79	72	41	486
	割合(%)	14.6	32.5	13.4	16.3	14.8	8.4	100.0
平成16年度	認定者数(人)	71	170	70	87	58	59	515
	割合(%)	13.8	33.0	13.6	16.9	11.3	11.4	100.0

3 介護保険サービスの内容

(1) 介護保険で受けられるサービス

在宅サービス	
訪問介護(ホームヘルプサービス) ホームヘルパーが家庭を訪問して、家事などの身の回りのお世話や介護を行います。	通所リハビリテーション 日帰りで、介護老人保健施設や病院などで機能訓練などのサービスを受けます。
訪問入浴介護 浴槽を積んだ入浴車などで家庭を訪問して入浴の介護を行います。	居宅療養管理指導 医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理・指導を行います。
訪問看護 看護師などが家庭を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。	通所介護(デイサービス) 日帰りで、介護老人福祉施設やデイサービスセンターなどで、入浴、食事提供、機能訓練などのサービスを受けます。

在宅サービス	
<p>訪問リハビリテーション</p> <p>理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、機能訓練（リハビリテーション）を行います。</p>	<p>短期入所生活介護（ショートステイ）</p> <p>特別養護老人ホームなどの福祉施設などに短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練などのサービスを受けます。</p>
<p>短期入所療養介護（ショートステイ）</p> <p>介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活の介護などのサービスを受けます。</p>	<p>認知症対応型共同生活介護</p> <p>認知症のため介護を必要とする高齢者が共同生活を営む住居で介護サービスを受けます。</p>
<p>福祉用具の貸与</p> <p>車いすや特殊ベッドなど福祉用具の貸し出しが受けられます。</p>	<p>福祉用具の購入</p> <p>排せつや入浴に使われる用具の購入費が支給されます。</p>
<p>住宅改修費の支給</p> <p>家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの改修費用が支給されます。</p>	<p>特定施設入所者生活介護</p> <p>有料老人ホームなどに入所して介護サービスを受けます。</p>

施設サービス	
<p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</p> <p>日常生活で常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に入所し、必要な介護サービスを受けます。</p>	<p>介護老人保健施設</p> <p>病状が安定している場合に入所し、家庭に戻れるように介護や機能訓練などのサービスを受けます。</p>
	<p>介護療養型医療施設</p> <p>長期間にわたる療養や介護が必要な場合に入院し、医学的な管理のもとで、介護や機能訓練などのサービスを受けます。</p>

(2) 要介護度別の給付限度額及びサービス水準

要介護度	本人の状態	給付限度額
要支援	日常生活は基本的に自立しているが 入浴などに一部介助が必要。	61,500 円
要介護 1	立ち上がりや歩行が不安定。排せつ、 入浴など一部介助が必要。	165,800 円
要介護 2	起きあがり自力では困難。 排せつ、入浴などで一部または全面的 介助が必要。	194,800 円
要介護 3	起きあがり、寝返りなどが自力ではで きない。排泄、入浴、衣服の着脱など で全面的介助が必要。	267,500 円
要介護 4	排せつ、入浴、衣服の着脱など多くの 行為で全面的介助が必要。	306,000 円
要介護 5	生活全般について全面的介助が必要。	358,300 円

(3) 高額介護サービス費

介護サービス費		(月額)
第 4 段階	下記以外の方	37,200 円
第 3 段階	住民税世帯非課税であって、第 2 段 階以外の方	24,600 円
第 2 段階	住民税世帯非課税であって、課税年 金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	15,000 円
第 1 段階	住民税世帯非課税の老齢福祉年金 受給者 生活保護受給者	15,000 円

(4) 介護保険サービスの実施状況

平成15年度及び平成16年度の、居宅・施設それぞれの介護保険サービスの種類ごとに、事業計画値に対する利用実績をまとめると以下のとおりとなります。通所介護、認知症対応型生活介護、居宅介護支援等のサービスは、計画値を大きく上回る実績値となっています。

また、ほとんどのサービスで利用実績が平成15年度に対して平成16年度は上回っております。

施設サービスでは、3施設全体では計画値のほぼ見込人数どおりですが、内訳をみると介護老人福祉施設の入所者数は見込を上まわり、介護療養型医療施設と介護老人保健施設の入所者数は見込を下まわった実績となっています。

図表 38 居宅サービスの実施状況

	平成15年度			平成16年度		
	利用実績A	事業計画B	A/B(%)	利用実績A	事業計画B	A/B(%)
訪問介護	11,595回	13,679回	84.8	11,952回	14,530回	82.3
訪問入浴介護	683回	1,410回	48.4	1,052回	1,497回	70.3
訪問看護	903回	1,182回	76.4	830回	1,256回	66.1
訪問リハビリ	0回	52回	0.0	0回	104回	0.0
通所介護	7,179回	6,099回	117.7	8,483回	6,479回	130.9
通所リハビリ	2,702回	2,505回	107.9	2,785回	2,660回	104.7
短期入所	4,004日	4,445日	90.1	4,546日	4,721日	96.3
居宅療養管理指導	10人/月	22人/月	45.5	14人/月	23人/月	60.9
認知症対応型共同生活	4人/月	4人/月	100.0	8人/月	4人/月	200.0
特定施設入所者生活	2人/月	1人/月	200.0	2人/月	1人/月	200.0
居宅介護支援	202人/月	177人/月	114.1	214人/月	188人/月	113.8

図表 39 施設サービスの実施状況

	平成15年度			平成16年度		
	利用実績A	事業計画B	A/B(%)	利用実績A	事業計画B	A/B(%)
介護老人福祉施設	56人/月	51人/月	109.8	60人/月	54人/月	111.1
介護老人保健施設	21人/月	32人/月	65.6	21人/月	33人/月	63.6
介護療養型医療施設	13人/月	15人/月	86.7	15人/月	16人/月	93.8

4 一人当たりの介護給付費

		居宅サービス	施設サービス	合計
平成 14 年度	サービス受給者 延人数 A	2,159 人	1,053 人	3,212 人
	決算額 B	213,832,348 円	321,723,787 円	535,556,135 円
	サービス受給者 一人当たりの介 護給付費 B/A	99,042 円	305,531 円	166,736 円
平成 15 年度	サービス受給者 延人数 A	2,464 人	1,078 人	3,542 人
	決算額 B	242,748,052 円	315,743,176 円	558,491,228 円
	サービス受給者 一人当たりの介 護給付費 B/A	98,518 円	292,897 円	157,677 円
平成 16 年度	サービス受給者 延人数 A	2,649 人	1,153 人	3,802 人
	決算額 B	283,618,835 円	333,920,282 円	617,539,117 円
	サービス受給者 一人当たりの介 護給付費 B/A	107,066 円	289,610 円	162,425 円

5 利用料の軽減

高額介護サービス費の支給状況

1 か月当たりの利用者負担額が世帯合算で一定額を超えた場合、超えた額が払い戻されます。

[実績]			
	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
支給件数	536 件	523 件	664 件
支給額	2,605,218 円	2,207,781 円	2,705,708 円

6 情報の提供

制度の周知については、町の広報やホームページへの掲載等の方法で行っています。
また、これまでにリーフレットを作成し、全戸配布するとともに、地域からの要請に従い、地域に出向いての制度説明を行っています。

65歳に到達された方や転入者には、介護保険被保険者証の送付時に、制度のリーフレットを同封しています。

要介護認定を受けられた方には、認定結果通知に居宅介護支援事業者一覧を同封し、介護サービスの利用につなげています。

事業者への情報の提供は、国・県などの最新情報を提供しています。

7 サービス提供事業者

サービス提供事業者との連携については、平成12年10月以降、研修や事業者間の情報交換などを行っており、最新情報の提供や町に寄せられた苦情などの事例についての意見交換を通じて、事業者の質の向上が図れるよう連携に努めています。

第3節 高齢者の生きがい・健康づくり等

1 高齢者の生きがいづくり

(1) 千葉県生涯大学校(県事業)

県内在住の満60歳以上の方を対象に健康で学習意欲のある方なら誰でも申込みできます。毎年10月頃募集内容が発表され、11月中旬頃に願書の受付があります。なお、定員を超える時は公開抽選により決定する場合があります。

入学金の徴収はありませんが、授業料は一般課程で年額18,000円、通信課程で4,000円の負担となっており、その他、一般課程の方で学習に必要な材料費、クラブ活動の消耗品、交通費、宿泊費等も学生負担となります。また、通信課程の方もテキスト送料、スクーリングの宿泊費や交通費の負担が必要です。

問い合わせ先 千葉県生涯大学校事務局(043-266-4705)

(2) 老人クラブ(社会福祉協議会)

高齢者が老後の生活を健全で豊かなものにするため、ボランティア活動、文化活動、健康増進活動を行うとともに地域社会との交流を図る自主的組織です。現在、町内に19のクラブがレクリエーション等特色ある活動をしており、概ね60歳以上の方ならどなたでも加入できます。

なお、申込みは各地区老人クラブまたは社会福祉協議会で受付けています。

(3) 老人福祉大会

町と社会福祉協議会の共催で毎年9月の「敬老の日」に老人福祉大会を開催するとともにお祝品を贈っています。また、式典終了後には演芸大会を行っています。

2 高齢者の悩みごとの相談

町では、在宅介護支援センターをはじめ、福祉課の窓口や保健センターなどで、随時悩みごと等の相談を受付けています。介護にかかわる相談については、在宅介護支援センターにおいて専門的なアドバイスも行っています。各相談窓口は連携を図り、相談者の状況を把握し適切な対応に努めています。

その他介護等の悩みの窓口として千葉県の介護総合相談があります。

3 健康づくり・生活習慣病の予防の現状

(1) 健康ビジョンの推進

町では平成13年度に、「健康ビジョン」を策定しました。健康に影響を与える要因である「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・心の健康づくり」「アルコール」について、病気を予防するという考え方からシフトし町民の健康を創るという観点で、町の特性を踏まえた施策内容となっています。

一人ひとりの健康に関する意識を高め、それらを支援する環境の整備を進めることで、「健康創造都市」の実現を目標に施策の展開を進めています。

(2) 健康教育・健康相談

町民の健康意識の向上や健康づくりに取り組む活動を支援するため、医師や保健師、栄養士などにより平成16年度は合計55回の集団健康教育を行っています。

また、多様化する健康の悩みなどに対し、保健師や栄養士などにより平成16年度は86回の健康相談を行っています。

図表 40 集団健康教育の状況

(単位：人、回)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度
歯周疾患	開催回数	1	1	1
	延べ人数	10	22	13
病態別	開催回数	5	5	5
	延べ人数	117	120	104
一般	開催回数	54	53	49
	延べ人数	1,307	1,316	1,393
合計	開催回数	60	59	55
	延べ人数	1,434	1,458	1,510

図表 41 個別健康教育の状況

(単位：人)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
糖尿病(実人数)	3	5	5
禁煙(実人数)	5	0	4
合計(実人数)	8	5	9

図表 42 老人保健法による健康相談の状況（町の健康づくり）

（単位：人、回）

区 分		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	
重 点 健 康 相 談	高 血 圧	開催回数	-	-	7
		延べ人数	-	-	20
	高 脂 血 症	開催回数	1	1	6
		延べ人数	50	4	19
	糖 尿 病	開催回数	2	2	2
		延べ人数	20	18	36
	歯 周 疾 患	開催回数	1	1	1
		延べ人数	10	18	13
	骨 粗 鬆 症	開催回数	1	6	6
		延べ人数	326	567	500
	病 態 別	開催回数	23	19	8
		延べ人数	133	85	197
総 合 健 康 相 談	開催回数	89	55	56	
	延べ人数	721	606	142	
合 計	開催回数	117	84	86	
	延べ人数	1,260	1,298	927	

4 ボランティア活動等

明るい住みよいまちづくり、地域づくりをめざして、自発的、自立的、自覚的、社会的に活動している人をボランティアと呼びます。地域ぐるみ福祉の担い手は、住民の皆さんです。現在、ボランティア協議会に加盟している8団体194人と個人で登録されたボランティアが、各種活動に取り組んでいます。

身近な地域で世代を超えて助け合い、支え合い、主体的に地域づくりに参加していく協働のまちづくりをめざすときに、今後ますますボランティア活動への期待は大きくなります。町としては関係機関と連携し、ボランティアの組織化等活動環境整備、活動支援に努めているところです。

図表 43 町内の登録ボランティア団体

番号	団体名	会員数 (人)	主な活動内容
1	菜のはな会	53	高齢者世帯を対象に給食を届けるサービスを行っています。
2	虹	19	視覚障害をもつ方に朗読奉仕を行っています。広報紙を朗読したテープも作成しており、社会福祉協議会や役場を通じて貸し出しを行っています。
3	仲間	31	手話を学びながら、聴覚障害をもつ方とのコミュニケーションを図ります。
4	明るい社会づくり推進協議会	42	古切手の整理等を行い集めた資金を、地域の環境美化活動に生かしています。
5	匠の会	18	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象に、住宅の修繕をお手伝いしています。
6	更生保護女性会	13	町内の見守りなど、非行防止のための啓発活動を行っています。
7	手話ダンスすい	20	聴覚障害をもつ方との交流活動を行います。
8	酒々井・里山づくりフォーラム	33	ふるさとの里山の保全・育成を通して地域発信型のまちづくりを進めています。

町内のボランティアの登録は社会福祉協議会が窓口となって行っています。



第4章 本計画の基本方向

第1節 計画期間における高齢者人口等

(1) 人口の将来推計

計画期間の将来推計人口は、下記のとおり見込まれます。65歳以上高齢者の割合はいずれの層も増加で推移しています。

図表 44 40歳以上人口の将来推計

(単位：人、%)

年齢	推計人口				
	平成18年	平成19年	平成20年	~	平成26年
40~64歳	7,818 35.6%	7,748 34.9%	7,678 34.2%	~	7,935 33.6%
65~69歳	1,470 6.7%	1,583 7.1%	1,696 7.6%		2,157 9.1%
70~74歳	914 4.2%	1,000 4.5%	1,086 4.8%		1,710 7.3%
75~79歳	602 2.7%	615 2.8%	628 2.8%		1,005 4.2%
80~84歳	432 2.0%	451 2.0%	471 2.1%		543 2.3%
85歳以上	364 1.7%	385 1.8%	405 1.8%		541 2.3%
65歳以上合計	3,782 17.2%	4,034 18.2%	4,286 19.1%		5,956 25.2%
推計総人口	21,963	22,196	22,429	23,607	

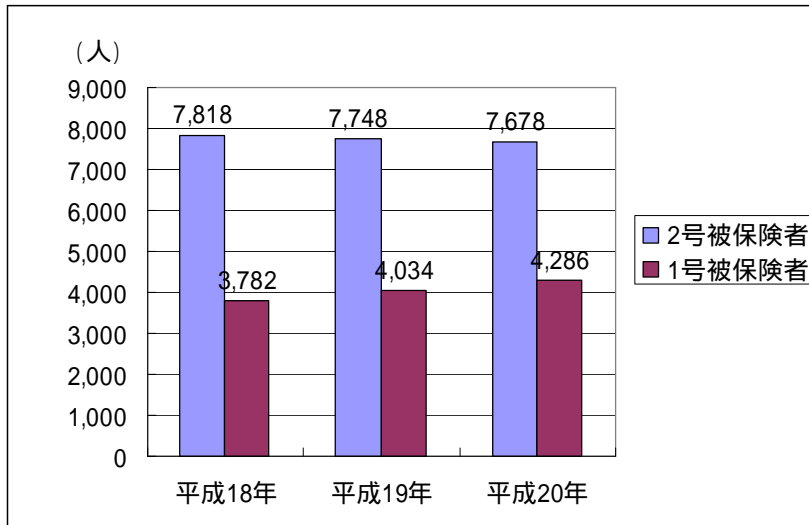
(2) 被保険者数の推計

計画期間の被保険者数は、1号被保険者数が増加傾向へ、2号被保険者は減少傾向へ推移することが見込まれます。

図表 45 被保険者数の推計

(単位：人、%)

区分	平成18年	平成19年	平成20年	~	平成26年
2号被保険者 (40~64歳)	7,818	7,748	7,678	~	7,935
1号被保険者 (65歳以上)	3,782	4,034	4,286		5,956
被保険者計	11,600	11,782	11,964		13,891
推計人口に占める 被保険者数の割合	52.8%	53.1%	53.3%	58.8%	



(3) 所得段階別被保険者数 (1号被保険者)

計画期間のうち平成18年から平成20年における1号被保険者数の推計について所得段階別にみると、下記のとおりとなっています。

図表 46 所得段階別被保険者数 (1号被保険者)

(単位：人、%)

区分	構成比率	平成18年	平成19年	平成20年
第1段階被保険者数	0.7%	28	31	32
第2段階被保険者数	15.7%	593	632	672
第3段階被保険者数	7.6%	289	308	327
第4段階被保険者数	32.0%	1,209	1,289	1,370
第5段階被保険者数	28.9%	1,093	1,166	1,239
第6段階被保険者数	15.1%	570	608	646
合計	100.0%	3,782	4,034	4,286

所得段階別区分は以下のようになっています。

第1段階：住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者

第2段階：住民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方

第3段階：住民税世帯非課税であって、新第2段階以外の方

第4段階：住民税課税世帯

第5段階：本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方

第6段階：本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方

第2節 基本目標

高齢者の生活や意識の多様化が進み、高齢者の社会参加への期待が高まるとともに高齢者自身の望むライフスタイルは多様化しています。そして、多世代世帯、核家族世帯、ひとり暮らし世帯、高齢夫婦のみの世帯などの家族構成や、共働き、専業主婦など家庭の環境によって介護が必要な高齢者を抱える家庭のサービスニーズも様々です。

一方、地方分権の時代を迎えた地方自治体には、地域における住民の自主的取り組みを地域福祉の新しい主体として位置づけ、地域の住民とパートナーシップにもとづく協働のもとに地域福祉のまちを創りあげるといった基本姿勢が求められています。

「第3期 酒々井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、「80歳の青年づくり」をキーワードに高齢者が自立した一人の地域住民として健康でいきいきとした生活が保障されるまちをめざし、保健・福祉・介護保険サービスの充実に加え、介護予防システムの確立を図るなど、総合的なまちづくりの中で高齢者や高齢者を介護する家族を地域で支える仕組みづくりを進めます。

計画を進めるにあたって、本計画の分野別基本目標及び目標像を次のように定めます。

〔分野別基本目標〕

1 はつらつ健康づくり

高齢者が心身ともに健康で、生きがいをもち、自立した人生を送ることが基本であることから、高齢者が自助努力の中で健康づくりの実践を進め、さらにそれをサポートする社会的環境の整備を含めヘルスプロモーションの視点からの「健康ビジョン」を推進します。

2

思いやり介護支援づくり

高齢者が自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合に、自分の意志で自由に選択できるよう介護保険制度を中心として、介護支援（法定の居宅・施設サービス）、自立支援（福祉サービス）の充実に加え介護予防を推進します。

3

輝く生きがいづくり

すべての高齢者がそれぞれ生きがいを持って輝いていけるよう生涯学習、交流活動、社会貢献活動などを行うことができる機会の提供と環境づくり、リーダーづくりなどを推進します。

4

心のかようまちづくり

すべての町民が地域の中での思いやり、助け合いに参画できるように福祉の心の醸成や地域の中での支えあいを推進するとともにノーマライゼーションの理念にもとづき高齢者が社会生活を維持できるよう環境の整備を推進します。

[目標像]



健康でいきいき！ともに支え合い
安心して住み続けられるまち酒々井

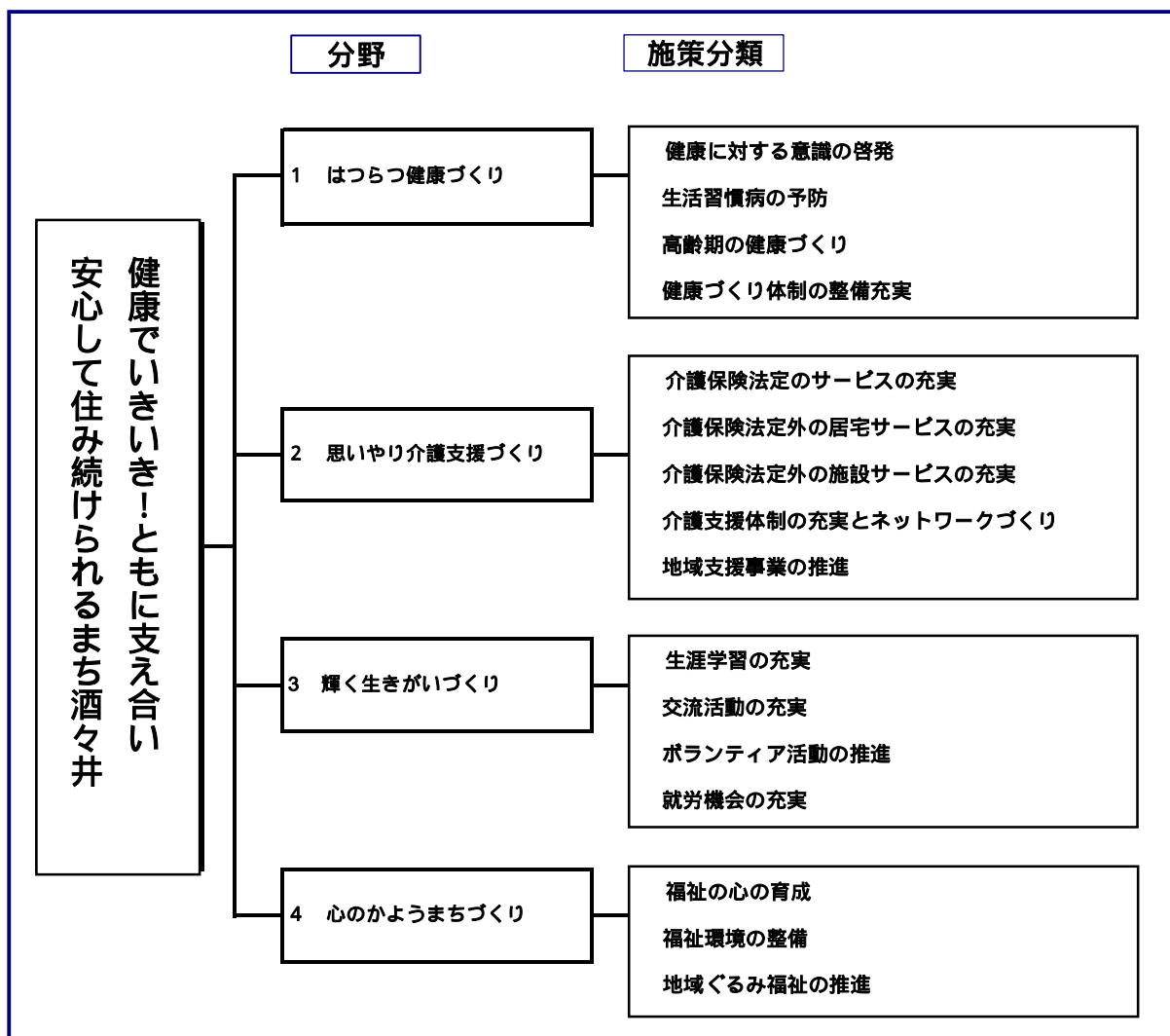
当町の目標像を実現するために、4つの分野別基本目標を踏まえて「四つ葉のクローバー・幸せの創造」として次のように設定します。

四つ葉のクローバー 幸せの創造



第3節 施策の体系

施策の体系は以下のとおりです。





第5章 計画の内容

第1節 はつらつ健康づくり

健康は、町民の生活全体の基本となるものであり、さらには地域社会全体の基本となるものです。健康な高齢期をすごすには、その人のそれまでの生活習慣、健康への気遣い等が大きな影響を与えます。町の基本健康診査においては、血糖値異常やコレステロールの高い人が増加しており、現在、町の人口の中で最も多い50歳代の人たちの健康づくりをはじめ、高齢期における健康づくりへの取り組みや、介護が必要な状態にならないようにする介護予防等が大きな課題となっています。「高齢者になってもはつらつとした、心身ともにまた社会的にも健康な高齢者」を増やすためには、本人の日々の心がけと主体的な健康づくり活動と同時に、これを支える地域社会づくりの推進が不可欠です。町としては健康なまちづくり計画「健康ビジョン」に基づき、町民一人ひとりの健康づくりの実践を促進し、それらを支援する環境の整備を図っているところです。

今後は、町民がリーダーとなって健康づくりを実践していけるよう、人材の育成・活用をはじめ、関係機関と連携を進めながら高齢者の心身の健康づくりと町全体の健康増進を図ります。

【施策分類】

- 1 健康に対する意識の啓発
- 2 生活習慣病の予防
- 3 高齢期の健康づくり
- 4 健康づくり体制の整備充実

1 健康に対する意識の啓発

[施策の方向]

すべての町民が生涯健康で明るく健やかに過ごしていけるよう、「自分の健康は自分でつくる」というセルフケア意識の高揚を図るとともに、町民自らが健康づくりを実践するために必要となる情報や機会の提供を進めます。

具体的な施策	事業内容
(1)健康ビジョンの推進	町民一人ひとりの健康観は多様です。それぞれの健康観に応じた健康づくりが行われるよう、引き続き各種事業を展開し、健康ビジョンの推進を図ります。
(2)健康づくりキャンペーン ・イベントの開催	町民の健康増進、疾病予防及び介護予防の意識を高めるため、体育指導委員、健康体力づくり推進員及び体育協会各専門部主催による各種大会・教室等を通して、スポーツの普及、健康体力づくりの推進等の啓発活動を図ります。
(3)健康づくり関連情報の提供	老人保健法の医療受給者証交付時に制度の説明やパンフレットの配布等を行い、老人保健制度の周知を図ります。 また、各種検診・教室・健康相談などの際に、健康管理や介護予防に役立つ情報を、パンフレットをはじめ各種媒体を通して随時提供します。
(4)町民の主体的活動への支援	健康推進員による主体的活動である地区健康教室開催への支援を行い、健全な食生活の確立を促進します。 また、各種サークル等の主体的健康づくり活動への支援を行います。

2 生活習慣病の予防

〔施策の方向〕

食生活の多様化や生活環境の変化に伴い、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病が増加しています。町民一人ひとりが、単に長く生きるだけでなく、いきいきと充実して生きることの大切さを実感・実践できるよう、基本健康診査をはじめ各種検診を壮年期から引き続き実施し、生活習慣病の早期発見・早期治療をすすめ、健康な身体づくりの支援を行います。

具体的な施策	事業内容
(1)健康教育の充実	<p>個別健康教育 健康診査の結果、糖尿病で指導が必要な方や禁煙を希望する方一人ひとりを対象に、個別に健康教育を実施します。</p> <p>集団健康教育 近年、増加している高脂血症や糖尿病を中心として生活習慣病予防の教室を開催します。 また、介護予防を目的とした教室等は、地域に出向いて町民の身近な場所で実施します。</p>
(2)健康セミナーの開催	<p>順天堂大学スポーツ健康科学部の協力を得ながら、中高年を対象とした生活習慣予防教室として「ボディマネージメントスクール」の内容の充実を図り、健康づくりを推進します。</p>
(3)健康診査の充実	<p>基本健康診査 健康診査の結果、さらに詳しい検査又は治療が必要な方に受診を勧めるとともに、主治医の指示のもとで、適切な日常生活の指導を受ける必要がある方については、結果説明会を開催するなど事後指導の充実を図ります。 新たに 65 歳以上の方を対象とした生活機能に関する項目を追加実施し、高齢者の生活機能低下の早期把握を行います。</p> <p>がん検診 受診者が受けやすい検診の体制づくりをさらに充実します。 また、検診の結果、精密検査が必要な方への受診勧奨や精密検査実施医療機関との連携を図り、がんの早期発見に努めるとともに新規受診者の増加を図ります。</p>

具体的な施策	事業内容
	<p>骨粗しょう症検診</p> <p>20歳以上の女性を対象とし、効果的な受診のため特に閉経前後の年齢での受診勧奨を実施します。また、カルシウム含有食品の試食会開催などを充実します。</p>
	<p>成人歯科健康診査</p> <p>口腔内の状況が、高齢者の健康状態に与える影響の大きさを周知するとともに、8020運動の趣旨に基づき事業の実施を検討します。</p>
	<p>短期人間ドックの推進</p> <p>早期発見、早期治療を目的として、国民健康保険加入者に対する日帰りドックの追加や対象年齢の上限を廃止し制度の充実を図ります。</p>
(4)健康相談の充実	<p>一般健康相談</p> <p>糖尿病や高血圧、高脂血症についての相談を重点的に実施します。</p> <p>また、健康診査の会場や地区青年館で行うなど町民が受けやすい相談体制で行います。</p>
	<p>健康度評価</p> <p>健康相談の指導者に対して、個々の生活習慣改善の目標を設定し、生活習慣病を予防するために健康度評価事業を実施します。</p>

図表 47 健康相談の実施計画

(単位：人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
回 数	120	123	127
延 実 施 人 員	957	987	1,017

図表 48 健康診査の実施計画

(単位：人、%)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	
受診人数 (人)	基本健康診査	1,787	1,801		
	胃がん	1,629	1,640	1,667	
	子宮がん	1,101	1,145	1,189	
	肺がん	2,315	2,334	2,357	
	乳がん	視診・触診	734	404	884
		マンモグラフィ	377	811	440
	大腸がん	1,598	1,601	1,604	
受診率 (%)	基本健康診査	32.3	32.3		
	胃がん	27.1	27.1	27.1	
	子宮がん	15.8	15.8	15.8	
	肺がん	42.1	42.1	42.1	
	乳がん	21.7	23.1	23.1	
	大腸がん	25.1	25.1	25.1	

図表 49 健康教育の実施計画

(単位：人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
個別健康教育	8	8	10
集団健康教育	1,525	1,540	1,555

3 高齢期の健康づくり

〔施策の方向〕

高齢化の進展に伴い、活動的な高齢者を目指し、ヘルスプロモーションの視点も含め、町民一人ひとりが単に長く生きるだけでなく、いきいきと充実し生きることの大切さを実感・実践できるよう、介護を必要とする状態になることをできる限り予防するとともに、介護が必要になっても寝たきりの状態にならないように機能訓練を行うなど、高齢期の生活の質を高めると同時に、介護保険制度の安定的な運営に貢献するよう、高齢期の健康づくりを推進します。

また、活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持又は向上に向けた取り組みを行う介護予防から、要支援状態又は軽度の要介護状態にある高齢者に対する介護予防まで連続的かつ総合的な事業展開を行います。

新たに基本健康診査に 65 歳以上を対象とした生活機能に関する項目を追加実施し、高齢者の生活機能低下の早期把握を行うとともに、介護予防意識の啓発に努めます。

主な施策については第 2 節 5 の地域支援事業に掲載。

具体的な施策	事業内容
(1)介護予防の充実	ねたきり予防 ねたきりを極力なくするために、健康診査などあらゆる機会を活用して寝ない・寝せない意識を啓発し、ねたきりになる原因の疾病の発生を抑制するなどねたきりにさせない対策の推進を図ります。 高齢者の転倒予防教室も兼ねている「はつらつ健康教室」を健康推進員の協力を得て継続して開催し、ねたきりゼロを目指し、今後も一層事業の充実を図ります。
	認知症予防 認知症を予防するため、基本健康診査の事後指導を充実するなどあらゆる機会を活用し、認知症予防に取り組みます。
(2)機能訓練の充実	症状に応じた個別の訓練プログラムの作成、スタッフの充実など、訓練内容の一層の充実を図ります。

具体的な施策	事業内容
	<p>高齢者健康体操教室</p> <p>高齢者を対象として、軽やかな音楽に合わせた体操を行い、運動機能の向上及び参加者相互の交流を図ります。</p>
	<p>機能訓練対象者の把握</p> <p>効果的な訓練の実施を図るため、退院・退所者情報を関係機関で適切に共有化するなど、対象者の早期把握に努めます。</p>

図表 50 機能訓練の実施計画

(単位：人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施施設数	1	1	1
実施回数	43	43	43
参加延べ人数	540	540	560

4 健康づくり体制の整備充実

[施策の方向]

町民の健康に関する知識の向上や行動の実践のために、町民の協力・参加を得ながら町ぐるみの健康づくりを進めます。また、介護保険・保健・福祉・医療など各関係機関の一層の連携を図り、町民の健康づくりに対するサポート体制の強化を進めます。

具体的な施策	事業内容
(1)健康づくりリーダーの人材の育成・確保	町ぐるみの健康づくりを進めるため、健康推進員が中心となって町民のヘルスサポーターを養成する健康づくり活動等を支援、促進します。 また、町民の健康づくりリーダーを育成し、健康なまちづくりサークルの活動を支援します。
(2)高齢者の健康管理システムの活用	効率的・効果的な健康相談・訪問指導の対象者把握や実施状況の管理を進めるため、過去5年間の基本健康診査結果を中心にまとめた健康管理システムを活用します。今後は、個人情報の扱いに留意しながら関係機関も含めた情報の活用方法を検討します。
(3)健康づくり組織の充実	「健康なまちづくり推進協議会」、「健康推進員協議会」、「健康ビジョン評価委員会」など健康づくりに関わる組織の充実に努めるとともに、医療機関等との連携を図り、更なる組織力の向上、評価も含め効果的な組織運営に努めます。
(4)保健福祉・医療機関との連携の強化	脳血管疾患や心臓病、がんなどの疾患のハイリスク者への的確なアプローチについては、保健事業のみでは効果に限度があり、医療や福祉との連携が不可欠です。保健・医療・福祉を一体的に提供するためにも、連絡会を設けるなど福祉・医療との連携強化を図ります。
(5)介護予防リーダーの人材の育成・確保	介護予防に関するボランティア等を介護予防リーダーとして養成し、各種のグループ活動への支援を図り、介護予防を推進します。

第2節 思いやり介護支援づくり

介護保険制度がスタートして6年が経ち、町でも認定者数、サービス利用者数は年々増加しており、多くのサービスで利用が広がっています。また、一部のサービスで供給量が不足しているものの、サービス提供事業者は増加しており、サービス基盤は充実してきております。

一方、平成18年4月から新たなサービスとして地域密着型サービスや新たな予防サービスがスタートしますが、円滑に実施できるようにするとともに、介護サービスの全般にわたって、サービスの量的な充実のみならず、質の向上を図る必要があります。

高齢者がいつまでも元気に住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするとともに、介護が必要な状態となっても、高齢者がだれに気兼ねをすることなく自分の意志で自由に介護を受けることができるような介護・福祉サービスの充実した基盤づくりをすすめるとともに、引き続き、高齢者介護に関する情報の提供や相談体制を充実させ、総合的な介護予防システムの確立を図る必要があります。

さらに、介護保険制度を主軸としながら、高齢者の自立した生活を支援する保健福祉サービスの充実を図り関係機関と連携しながら、介護が必要な高齢者、認知症のある高齢者及びその家族が安心して生活できる社会を実現する必要があります。

【施策分類】

- 1 介護保険法定のサービスの充実
- 2 介護保険法定外の居宅サービスの充実
- 3 介護保険法定外の施設サービスの充実
- 4 介護支援体制の充実とネットワークづくり
- 5 地域支援事業の推進

1 介護保険法定のサービスの充実

[施策の方向]

介護を要する高齢者等が適切な介護を受けられるように、介護サービス事業者に対し、介護サービスの需給状況等の情報提供や情報交換等により参入を促進し、サービス提供体制の充実に努めるとともに、介護サービス事業者への指導・助言等により、介護状態の維持・改善を図ることができるように、また、利用者が満足できるように質の向上に努めます。

特に認知症のある高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、サービス基盤の充実に努めます。

具体的な施策	事業内容
(1) 予防サービスの充実	要支援者を対象とする予防サービスについて、サービス利用者が生活機能の維持・向上や状態の改善・悪化の防止を図ることができるようにサービスの供給量の確保と質の向上に努めます。
(2) 介護サービスの充実	要介護高齢者が安心して住みなれた家庭や地域での生活を継続していくために必要な居宅サービスの供給量の確保と質の向上に努めます。 また、施設サービスや地域密着型サービスについて、提供体制の確保を図るとともに、利用者への適切な情報提供を進め、効率的なサービス利用を促進します。
(3) 情報提供の充実	要介護等の認定方法、介護サービスの利用方法及び介護保険料等について、町広報紙やパンフレット等により周知するとともに、サービス提供事業者の情報の提供について、事業者を選びやすくすることやサービスの質の確保・向上を図れるようにするため、情報提供体制の充実に努めます。
(4) 相談体制の充実	これまで、主に町福祉課や在宅介護支援センターにおいて行ってきた相談業務について、今後は地域包括支援センターにおいて、専門職を配置し対応していきます。
(5) 介護給付費適正化の推進	介護保険制度の安定的かつ適正な運営を図るため、介護給付費通知やケアプランチェックなどを行い、介護給付費の適正化を図ります。

法定サービスについては、第6章において事業量・費用等を掲載している。

2 介護保険法定外の居宅サービスの充実

〔施策の方向〕

介護保険の法定外のサービスについては、介護保険制度を補完するサービスやひとり暮らし高齢者の生活支援となるサービスなどがあります。国や県の補助事業の動向を踏まえ、要介護状態にならないための介護予防・生活支援サービスなど保健事業と連携を取りながら、充実に努めます。

具体的な施策	事業内容
(1)訪問指導	介護保険で非該当（自立）と認定された高齢者のうち、支援を要する高齢者等へ保健師等が訪問指導を行います。
(2)家族介護教室	介護が必要な高齢者がいる家庭の介護者を対象に、介護者教室を開催します。
(3)給食サービス	70歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、社会福祉協議会登録のボランティア団体「菜のはな会」が実施している配食サービスを継続して実施するとともに、広報等でPR活動を行います。
(4)紙おむつの給付	ねたきりや認知症の高齢者、心身障害者のうち在宅において紙おむつを使用している方を対象に紙おむつの給付を継続して行います。
(5)高齢者の安否確認	緊急通報装置の貸与 ひとり暮らし高齢者、重度身体障害者等を対象に行っている、安全確保を図る緊急通報装置の設置・貸与を継続して行います。
	ひとり暮らし高齢者等の安否確認 ひとり暮らし高齢者等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、近隣住民、ボランティア等の啓発普及活動や給食サービス等により、効果的な安否確認を進めます。 また、アンケート調査等により状況の把握に努めます。
(6)福祉タクシー事業	重度心身障害者及び65歳以上で概ね6か月以上のねたきり高齢者を対象に行っているタクシー料金の助成を継続して行います。

具体的な施策	事業内容
(7)福祉カー貸付事業	身体障害者及び高齢者等の社会参加を促進するために行っている車椅子を積み込むことができるリフト付きワゴン車の貸出しを継続して行います。
(8)SOSネットワーク事業	徘徊癖のある高齢者を発見・保護するために酒々井町・佐倉市・八街市で進めているSOSネットワーク事業を継続して行うとともに、県内のネットワークとの連携を進めます。
(9)生活援助用具の貸出及び購入助成	介護保険該当外の方や介護保険申請中の方を対象に生活援助用具の貸出しを行います。 また、生活援助用具購入事業についても引き続き実施します。
(10)ねたきり理容サービス	ねたきりの方などを対象に社会福祉協議会に登録のあるボランティアが行っている理容サービスについて、情報提供等PRに努めます。
(11)はり、きゅう、マッサージ等施術利用助成	65歳以上の高齢者の健康増進を維持するため、はり・きゅう・あんまマッサージまたは指圧の利用者に対して行っている、費用の一部助成を継続して行います。
(12)生きがいデイサービス事業	高齢者の生活の質の向上、とじこもりによる社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、生きがいのある生活を送ることで要介護状態への移行を予防することを目的とした生きがいデイサービス事業を継続して実施します。
(13)社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額減額措置事業	現在実施している社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額減額措置事業(通所介護、短期入所生活介護、訪問介護)の軽減となる対象者の拡大について検討します。

図表 51 訪問指導実施計画

(単位：人)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
健康診査の要指導者				
	実 人 員	20	20	25
	延 人 員	25	25	30
介護予防要支援者等				
	実 人 員	10	12	12
	延 人 員	15	17	17
介護家族指導				
	実 人 員	3	3	3
	延 人 員	3	3	3

3 介護保険法定外の施設サービスの充実

[施策の方向]

介護保険法定外の施設サービス等については、高齢者の介護予防や生活支援機能を有するサービスとして、その充実に努めます。

具体的な施策	事業内容
(1) 養護老人ホーム	広域的な連携の中で、ニーズを的確に把握し、必要に応じて施設の確保を図ります。
(2) ケアハウス	住み慣れた地域で安心して暮らせるよう需要動向を適正に把握しつつ、広域的な連携の中で施設の確保を図ります。
(3) 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額減免措置事業	生計困難者が社会福祉法人等の運営する特別養護老人ホームに入所して社会福祉法人等が利用者負担額減免措置事業を実施する場合、利用者負担額の減免について、検討します。

4 介護支援体制の充実とネットワークづくり

[施策の方向]

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの夫婦世帯が増加する中で、地域におけるネットワークづくりは、地域福祉の重要な課題となっています。介護が必要な人やその家族を取り巻く様々な機関どうしの情報やノウハウの共有化をはじめ、住民の福祉活動への参加や協力を進め、地域の福祉力の向上に努めます。

具体的な施策	事業内容
(1)セーフティーネットの構築	地域におけるネットワークづくり ひとり暮らしや高齢夫婦のみの世帯が増加しており、地域における高齢者のセーフティーネットの構築が重要となっています。 給食サービスやその他実態把握事業から得られる情報を交換・活用し、ネットワークづくりの拡大に努めます。 また、地域で支え合う自主的な福祉活動の推進に努めます。
	ひとり暮らし、ねたきり高齢者等の情報の共有 ひとり暮らし、ねたきり高齢者等に対して、きめ細かな対応や緊急時の迅速な対応を図るため、民生委員・児童委員をはじめ関係機関に適切な情報の提供を図ります。
	介護支援関連機関とのネットワークづくり 関係機関によるサービス調整連絡会議を継続し、ひとり暮らし、ねたきり高齢者等の把握に努め、福祉施策を推進します。
	各種団体の活動強化 地域の特性に応じたきめ細かなサービスを提供するためには、地域住民の福祉活動への参加や協力が不可欠であり、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の活動強化を進めます。

具体的な施策	事業内容
(2)情報提供の充実	<p>介護保険事業サービス及び保健福祉サービスについて、利用しやすい環境づくりを進めるために、広報紙、パンフレット、ホームページ等各種媒体を通じてサービス内容の周知を進めます。</p> <p>また、高齢者等が事業者を選択する際に、より分かりやすいサービス提供事業者案内の作成を検討します。</p>
(3)関連機関の充実とネットワークづくり	<p>保健・医療・福祉の各関連機関の充実を図るとともに、相互の連携を図ります。</p> <p>また、それらに関する相談、利用の利便性を高めるため、窓口の多様化と手続きの簡素化を図ります。</p> <p>地域の特性に応じたきめ細かなサービスを提供するためには、地域住民の福祉活動への参加や協力が不可欠であり、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会との連携強化を図ります。</p>

5 地域支援事業の推進

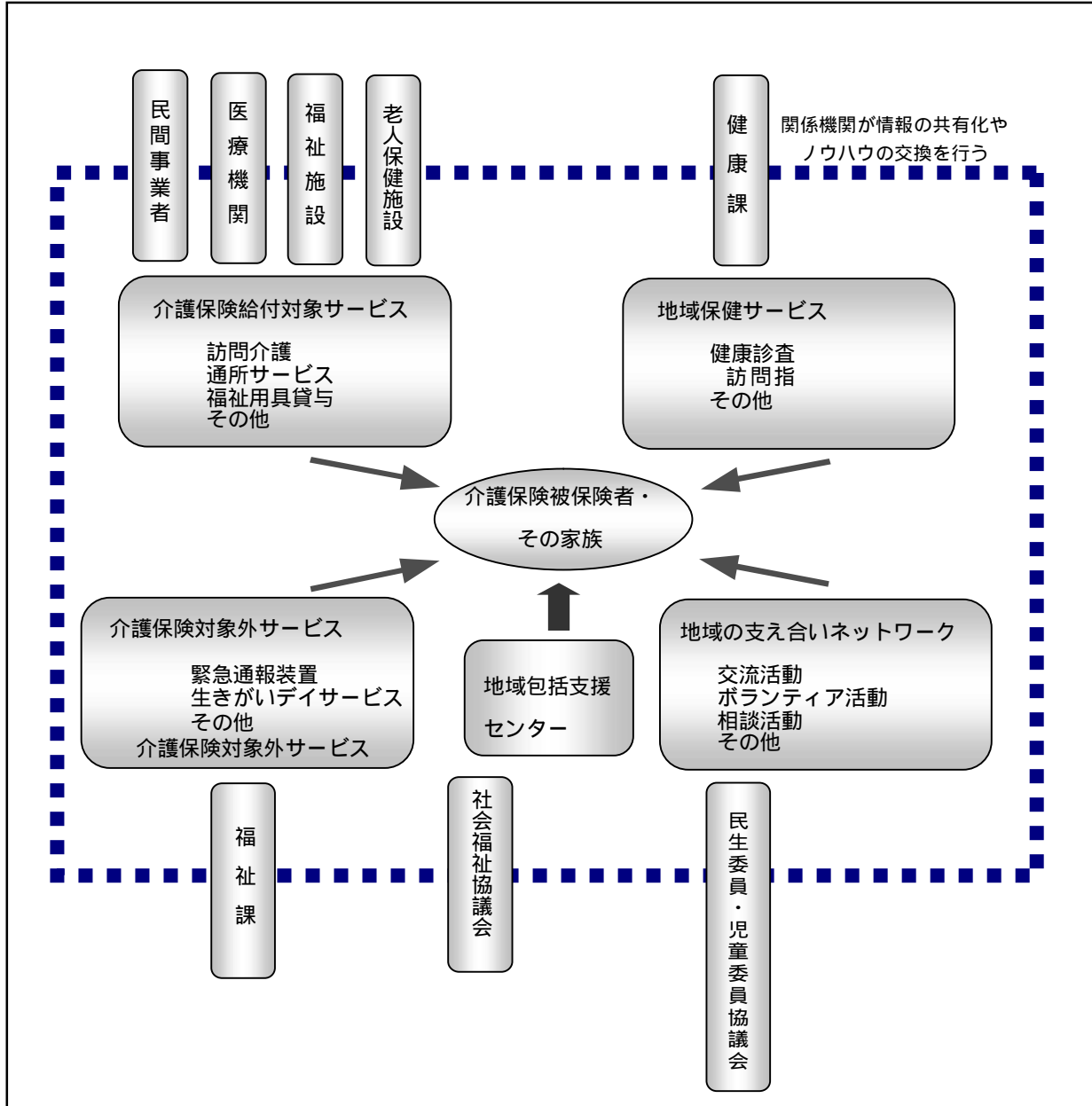
[施策の方向]

高齢者がいつまでも住み慣れた家庭や地域で元気に暮らせるように介護予防を推進するとともに、安心して生活できるように各種相談や支援体制の充実に努めます。

具体的な施策	事業内容
1. 介護予防事業 (1) 介護予防特定高齢者施策	<p>特定高齢者把握事業 要介護状態になるおそれの高い高齢者（特定高齢者）の状態の維持・改善を図るため、主治医、民生委員・児童委員その他関係機関との連携により対象者の把握を行います。</p> <p>通所型介護予防事業 特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者を対象に状態の維持・改善を図るため、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上などの事業を実施します。</p> <p>訪問型介護予防事業 特定高齢者把握事業により把握された閉じこもり、認知症及びうつ等のおそれのある特定高齢者を対象に保健師等が居宅を訪問し、相談や支援を行います。</p> <p>介護予防特定高齢者施策評価事業 介護予防事業の実施による状態の維持・改善の効果の評価を行い、より効果的な事業が実施できるように努めます。</p>
(2) 介護予防一般高齢者施策	<p>介護予防普及啓発事業 要介護状態になるおそれの高い高齢者の状態の維持・改善を図るため、主治医、民生委員・児童委員その他関係機関との連携により対象者の把握を行います。</p> <p>地域介護予防活動支援事業 介護予防に関するボランティア等を介護予防リーダーとして養成し、各種のグループ活動への支援を図り、介護予防を推進します。</p> <p>介護予防一般高齢者施策評価事業 介護予防に関する啓発や介護予防リーダーの養成等の事業の実施状況について、評価を行います。</p>

具体的な施策	事業内容
2. 包括的支援事業 (1) 介護予防ケアマネジメント事業	<p>特定高齢者の身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標として、地域包括支援センターにおいて、対象者の状態を把握し、介護予防ケアプランの作成を行います。</p> <p>また、対象者に実施された介護予防事業の事後評価を行います。</p>
(2) 総合相談支援事業	<p>地域におけるネットワークの構築</p> <p>支援を必要とする高齢者を早期に発見し、保健医療福祉サービス等の適切な支援につなぎ、継続的な見守りができるように、地域における様々な関係者のネットワークづくりに努めます。</p> <hr/> <p>実態把握事業</p> <p>地域のネットワークや戸別訪問等により高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行います。</p> <hr/> <p>総合相談事業</p> <p>相談のあった方や支援の必要な方に対し、必要となる情報の提供や関係機関の紹介などを行います。</p> <p>また、専門的・継続的な支援が必要な方に対しては、関係機関と連携し、定期的な情報収集を行います。</p>
(3) 権利擁護事業	<p>高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して暮らせるように、成年後見制度の利用の支援、高齢者虐待への対応、その他消費者被害の防止などの事業を行います。</p>
(4) 包括的・継続的マネジメント事業	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるように、医療機関、介護事業者、その他地域の関係機関との連携体制を構築します。</p> <p>構築したネットワークを活用し、困難事例を抱える介護支援専門員への支援を行います。</p>

図表 52 高齢者を支えるサービスネットワーク



第3節 輝く生きがいづくり

「人生80年時代」、長くなった高齢期の過ごし方として健康づくりとともに「生きがいづくり」の必要性が大きく取り上げられています。

生きがいを感じることは一人ひとりの価値観に関わることですが、高齢者が生きがいを感じて生活できる状況をつくり出すことは地域社会及び行政の役割です。これまで町では主に「しすいまなびプラン」の中で、より多くの町民が積極的に生涯学習に取り組めるよう、町民のライフスタイルの変化や要望を踏まえた施策を進めてきました。

今後、就労をはじめとする社会参加、ボランティア活動、交流活動等町民とのパートナーシップにもとづく協働のまちづくりの視点から、組織や人材の育成を強力に進めるとともに、これらの生きがいづくりに関する活動について地域ぐるみのネットワーク化を進めていく必要があります。

〔施策分類〕

- 1 生涯学習の充実
- 2 交流活動の充実
- 3 ボランティア活動の推進
- 4 就労機会の充実

1 生涯学習の充実

[施策の方向]

町民の学習への取り組みに対して、様々な学習機会の充実や指導者の育成・活用を図り、高齢者の生きがいづくりの一環となるべく生涯学習の充実を進めます。

具体的な施策	事業内容
(1)多様な学習機会の提供	<p>生涯学習機会の拡充</p> <p>町生涯学習基本構想に基づき、第3期推進計画（平成19年度から）策定に当たり、多様な学習要望に応えるような計画を策定するとともに、生涯学習システムの整備を図ります。</p> <p>また、町民の学習意欲に応じ、生涯学習を形成していく具体的なメニューを定め、高齢期では新たな生きがいづくり、仲間づくりへの支援や、高齢者自身が人生経験を生かせる機会の拡充等に努め講座を開講していきます。</p> <p>健康のための学習会の充実</p> <p>生活習慣病予防の知識の普及、疾病予防・介護予防の意識啓発、基礎的学習及び生活習慣病についての学習会「健康と栄養の教室」を継続して開催します。</p> <p>さらに、健康なまちづくりについて、総合的に学習する機会を提供します。</p>
(2)組織・指導者の育成と活用	しすいまなびアドバイザー制度の充実を図るとともに、多くの人材の活用が図れるような事業の推進を図ります。

2 交流活動の充実

〔施策の方向〕

人生を楽しみ、生き生きとした生活を送るには、人と人がふれあう中で生まれる共感や理解が重要です。高齢者どうしの仲間づくり活動の推進はもとより、若い世代との交流機会の充実や長年の経験を地域で生かす場づくりなど、世代を超えた交流活動の充実を進めます。

具体的な施策	事業内容
(1)老人福祉大会の開催	<p>多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝い、今後も健康で明るい生活を営むことを願い記念品を贈呈するなど、高齢者福祉の向上を目的として継続して開催します。</p>
(2)老人クラブ活動の促進	<p>活動の活性化 老人クラブ連合会において、親睦旅行、ハイキング、作品展などの事業を実施するとともに、各単位老人クラブへの支援を行い、老人クラブ活動の活性化に努めます。</p> <p>会員の拡大 印旛地区老連主催の老人クラブリーダー研修会に老人クラブ会員の積極的な参加を促し、老人クラブ会員の指導育成や会員の加入を促進します。</p>
(3)地域活動、サークル活動の充実	<p>生涯学習システムを活用し情報の提供を行うとともにしすいまなびアドバイザー制度（生涯学習指導者制度）を活用しながら、事業の推進を図ります。</p> <p>また、今後、団塊の世代の方々が増える中で、定年前後の世代を対象とした講座の実施や地域活動への参加促進を図ります。</p>
(4)世代間交流の推進	<p>こどもふれあい隊 町内の高齢者訪問や児童、生徒、乳幼児との交流など、世代間交流ができる機会づくりを推進します。</p> <p>学校教育における交流 学校教育において、総合的な学習の時間において特別養護老人ホームを訪問しボランティア活動を行うなど、高齢者との交流を通して人の役に立つことの喜びを味わい、互いに助け合い、支え合う活動を実践し福祉教育の推進を図ります。</p>

3 ボランティア活動の推進

[施策の方向]

町のボランティア活動の総合窓口である酒々井町社会福祉協議会の活動を支援し、ボランティア活動に関心をもつ人が実践する人になれるよう、関係機関の協力を得ながら各種講座の充実やボランティア活動の適切なコーディネートを進め、ボランティア活動の充実を促進します。

また、福祉ボランティアサービスの受け手として多数を占める高齢者は、サービスの担い手としても重要な位置にあります。豊富な経験をもつ高齢者を、ボランティア活動の人材として活用していくことが必要です。

具体的な施策	事業内容
(1) ボランティア活動の活性化	住民ニーズに合ったボランティアに関する講座を継続して開催し、講座の受講者が地域で活動につながるような仕組みづくりの推進を図ります。
(2) ボランティアの活用	小中学校独自のプログラムの福祉教育の一環として、ボランティアの活用を進めます。
(3) ボランティア情報の提供	近隣市町村の社会福祉協議会との情報交換を継続的に実施して、ボランティアに関する広義の情報提供を行います。
(4) ボランティアセンターの整備	ボランティア活動に関わる多種多様な人々が集い、情報交換や連携を行うネットワーク拠点の整備を検討します。 さらに、ネットワークの中核的存在として、団体・グループの意見を集約するボランティアセンターの整備についても検討します。

町内のボランティアの登録は社会福祉協議会が窓口となって行っています。

4 就労機会の充実

[施策の方向]

働く意欲のある高齢者がその能力を生かして働けるよう、関係機関と連携を図り、高齢者に対して適切な就労関連情報の提供を進めます。

具体的な施策	事業内容
(1) 高齢者の就労機会の拡充	働く意欲のある高齢者の就労の機会の拡充に努めます。
(2) 高齢者事業団の充実	定年退職者やその他の高齢者に就労の機会を確保し、高齢者福祉を推進することを目的として、様々な事業を展開している高齢者事業団の充実を図ります。
(3) 就労情報の提供	「ハローワーク最新求人情報」を引き続きコミュニティプラザで閲覧できるようにするとともに、ホームページによる情報提供など提供方法の拡充に努めます。

第4節 心のかようまちづくり

豊かな長寿社会を形成するためには、高齢者が住み慣れた地域社会の中でうるおいと安らぎのある生活を送れるよう町民の暖かい思いやりと安全で快適な生活環境が必要です。

町では、町民の心のバリアフリーと生活基盤のバリアフリーの両面から、高齢者や障害者にやさしいまちづくりを目指してきました。今後も、高齢者や障害者へのさりげない手助けや高齢者やその家族を地域全体で支え見守る暖かさがあり、また地域の催しには高齢者や障害者が普通に参加しているような、やさしさと活力ある地域社会の実現を目指します。

そのためには、福祉教育や福祉学習の推進、広報活動の充実、地域ぐるみ福祉の推進、公共施設のバリアフリーなどを一層進めていく必要があります。

また、後期高齢者の増加とともに、認知症のある高齢者の増加が予測されます。認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活が送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるような状態を実現することが求められ、あわせて成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業など、認知症高齢者の権利擁護の取り組みも求められています。

〔施策分類〕

- 1 福祉の心の育成
- 2 福祉環境の整備
- 3 地域ぐるみ福祉の推進

1 福祉の心の育成

[施策の方向]

次代を担う児童、生徒に社会福祉への理解と関心を高めさせ、ふれあいと支えあいによる地域連帯の心の育成を目的とし、心のバリアフリー化を推進します。

具体的な施策	事業内容
(1)福祉教育の推進	町内の小・中学校において、福祉施設との交流や低学年からの福祉教育の取り組みを引き続き促進します。
(2)広報活動の充実	<p>広報紙、イベント等様々な機会を活用して福祉に対する町民の意識の高揚を一層図ります。</p> <p>また、朗読ボランティアグループが自主的な活動により、「広報ニューすい」、「議会だより」の朗読テープを作成し、視覚障害のある希望者へ配布しています。町ではこの活動を支援するとともに事業を周知し利用の拡大を図ります。</p>
(3)情報社会への対応	高齢者や障害者など、誰にでも利用しやすい情報バリアフリーに対応したホームページ作りに努めます。

2 福祉環境の整備

[施策の方向]

心身の弱った高齢者に配慮した住みよい町づくり、住環境づくりをめざし、住宅や道路等の生活基盤のバリアフリー化を推進します。また、権利擁護事業についてもそのPRを進め利用の促進を図るなど、認知症高齢者等の自立した生活づくりを支援します。

具体的な施策	事業内容
(1)住宅環境の整備	千葉県社会福祉協議会からの委託事業で社会福祉協議会が行っている「高齢者および重度障害者居室等増改築・改造資金貸付制度」は、高齢者や障害者と同居する家族が、お年寄りや障害者のための専用居室の整備や専用居室に付随する玄関、炊事場、浴室、廊下、便所、洗面所、出入り箇所のスロープ化等の増改築・改造するために必要な資金を低利でお貸しする制度です。この制度の活用を推進するとともに、高齢者に適した住宅の整備ができるように相談体制の充実を図ります。
(2)生活環境の整備	ゆとりある歩道の確保、手すり等の設置、ベンチやポケットパークの設置等高齢者や障害者が生活しやすい環境の整備を推進します。 関係機関と連携を図り、バリアフリーを進め、高齢者が利用しやすい公共施設の整備を図ります。
(3)公共交通の整備	ふれ愛タクシーについて、住民への周知活動を行うとともに、特に高齢者等の交通手段として、住民の利便性の向上に努めます。
(4)安全対策の推進	災害ボランティアの組織づくり 自治会等へ自主防災組織づくりを働きかけるとともに、防災研修会等を開催し、ボランティア活動への適切な行動ができる体制づくりを目指します。

具体的な施策	事業内容
	<p>交通弱者への安全対策</p> <p>交通安全ステッキの配布、交通安全教室の実施、街頭指導、広報等による正しい交通ルールの理解及び企業等に佐倉地区安全運転管理者協議会への加入啓発を行い、高齢者及び交通弱者に対する思いやり、交通安全意識の高揚を図ります。</p>
(5) 権利擁護事業の利用促進	<p>成年後見人制度の啓発・普及</p> <p>成年後見人制度の啓発・普及を図る体制づくりを引き続き進めます。</p> <p>地域福祉権利擁護事業</p> <p>認知症のある高齢者、知的障害や精神障害のある人に対する地域福祉権利擁護事業について、広報等で PR に努めるとともに、さくら広域後見支援センターとの連携強化を図ります。</p>
(6) 意見箱の活用	<p>住民からのご意見や苦情等をいただく意見箱を周知し、福祉施策の充実に努めます。</p>

3 地域ぐるみ福祉の推進

[施策の方向]

社会福祉協議会では、一人ひとりがお互い支えあえる地域づくりのために、さまざまな取り組みや情報、機会の提供を進めています。各種ボランティア活動への支援を進め、明るい地域社会づくりを推進します。

具体的な施策	事業内容
(1)地域ぐるみ福祉の推進	介護を必要とする人を地域全体で支え合う社会をつくるため、地域におけるさまざまな介護サービスの担い手の情報を積極的に提供するとともに、高齢者が安心してサービスを利用できる環境づくりに努めます。 民間福祉団体や福祉ボランティアとの連携を強化し、組織の強化を図るなど、地域福祉活動を推進します。

第6章 介護保険事業サービス 量・総費用の見込

第1節 介護保険事業目標量推計の考え方

(1) 第3期(平成18年度から平成20年度)の計画では、「団塊の世代」といわれる人たちが65歳以上となる平成26年度の高齢者介護を見据えて、計画の策定を行います。
町では、住民が住みなれた家庭や地域で生き生きと生活が出来るように、居宅サービス及び地域密着型サービスの推進を図ります。

(2) 被保険者数の将来推計

「市町村人口推計ソフトウェア」を活用し平成26年度までの被保険者数を推計しました。(推計結果は53ページに記載)

(3) 自然体の要介護認定者数の推計

第1号被保険者 前期高齢者及び後期高齢者のそれぞれにおいて、平成14年6月から平成17年5月までの認定率をもとに回帰直線を求め、将来の認定率を推計し、被保険者数を乗じて推計しました。

第2号被保険者 過去3年間の状況から被保険者数も認定者数もほぼ横ばいであり、かつ、将来の推計人口もほぼ横ばいであることから、平成17年3月から平成17年7月までの平均値としました。

(4) 介護予防の実施を踏まえた認定者数の推計

平成18年度から平成20年度までの認定者数は(3)の自然体の推計に 地域支援事業の実施による効果と 新予防給付の効果を見込んで推計しました。

それぞれの効果は以下のとおり見込みました。

地域支援事業の実施による効果

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
高齢者人口	3,782人	4,034人	4,286人
対象者数	151人	200人	246人
対象者の割合	4.0%	4.5%	5.0%
予防効果人数	18人	32人	49人
効果のあった者の割合	12.0%	16.0%	20.0%

平成19年度の対象者数は高齢者人口4,034人に4.5%を乗じ(182人)に前年度に効果のあった者の18人を加えて200人となっています。

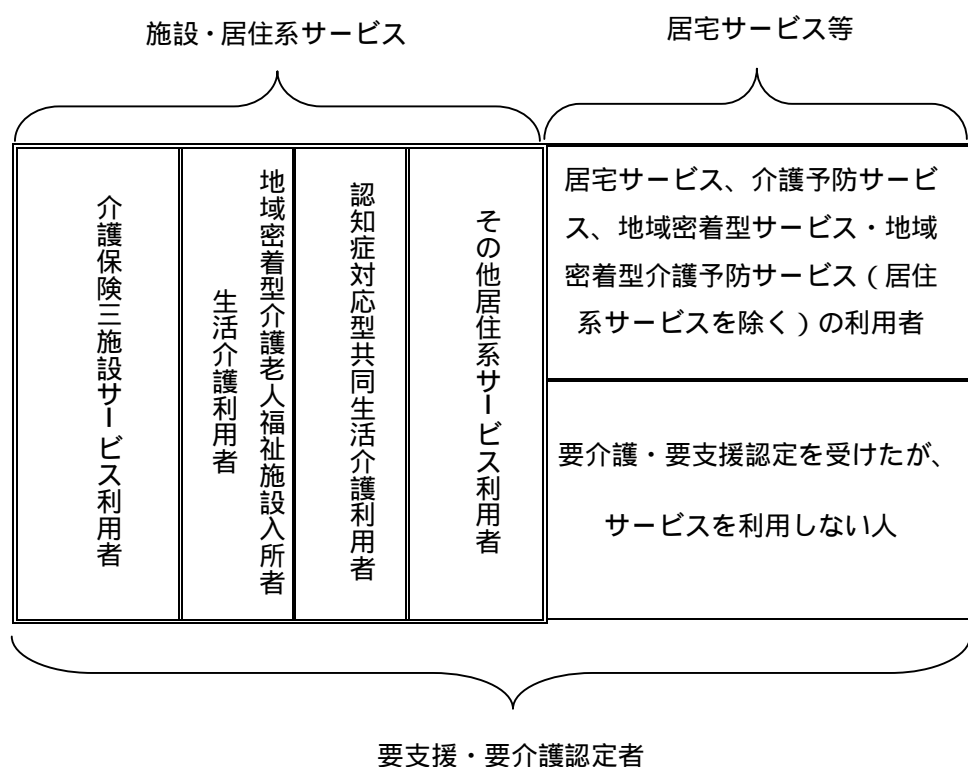
新予防給付の実施による効果

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
要支援・要介護 1	210 人	222 人	231 人
悪化の防止効果の人数	13 人	17 人	23 人
効果のあった者の割合	6.0%	8.0%	10.0%

平成 19 年度の悪化の防止効果の人数は端数調整のため、小数点以下を切り捨てています。

(5) サービス利用者数の推計

サービス利用者数の枠組みの考え方は、以下の図のとおりです。



施設・居住系サービス

ア) 在宅重視の観点から、平成 26 年度の要介護 2～5 の認定者に対する、介護保険 3 施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設の利用者割合を 37%以下となることを目標とし、平成 18 年度から平成 20 年度までは、その目標を達成できるような計画としました。

なお、それぞれの利用者数は、既存のサービスについては、現在の利用状況やサービス基盤の状況を基本とし、新たに創設される地域密着型介護老人福祉施設については、現在の特別養護老人ホームの待機者の状況や地域での生活を支援する観点から、平成 20 年度に 1 施設 20 床の施設を位置づけました。

イ)平成 26 年度の介護保険 3 施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用者について、重度者への重点化の観点から、全体の利用者に対する要介護 4・5 の者の割合を 70% 以上とすることを目標とし、平成 18 年度から平成 20 年度までは、その目標を達成できるような計画としました。

ウ)介護専用型以外の居住系サービスである特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護について、既存のサービスについては、現在の利用状況を基本とし、新たに創設される介護予防認知症対応型共同生活介護について、認知症対策を推進する観点から平成 20 年度までに 1 施設 9 床の施設を位置づけました。

居宅サービス等（居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス（居住系サービスを除く））

認定者数の推計から の施設・居住系サービスの利用者数を除いたものを対象者とし、居宅サービス等を利用する者の割合（受給率）を乗じて利用者数を推計しました。

利用する者の割合は、平成 17 年 7 月の利用状況を基本とし、平成 15 年度及び平成 16 年度の状況と比較して、設定しました。

（ 6 ） サービス別の利用率及び利用者 1 人あたりの利用回数の推計

居宅サービス、介護予防サービス

上記 で推計した居宅サービス等利用者数に、それぞれの居宅サービス等を利用している者の割合（利用率）を乗じて居宅サービス等利用者数を設定しました。利用率は平成 17 年 7 月の利用状況を基本とし、平成 15 年度及び平成 16 年度の状況と比較して、設定しました。

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス（居住系サービスを除く）

新たにはじまるサービスのうち、既存のサービスと類似したサービスについては、既存のサービス状況を勘案のうえ設定し、全く新しいサービスである小規模多機能居宅介護については、類似のサービスである訪問介護、通所介護及び短期入所の町内のサービス基盤等を勘案し、平成 20 年度までに 1 施設として位置づけ利用率と利用回数を設定しました。

（ 7 ） サービス別 1 回ごとの給付費の推計

介護保険 3 施設、通所介護、短期入所

平成 17 年 10 月に制度改正のあったサービスについては、平成 17 年 10 月の実績を基本に、10 月に利用のなかったものや過去の状況と著しく異なるものについては、介護報酬をもとに設定しました。

その上で、居宅サービスについては、介護報酬の改正が予定されていることから1%減額しました。

小規模多機能型居宅介護

新しいサービスであり、設定にあたっての基準も示されていないことから、千葉県から中間時点での調査の情報提供のあった千葉県内市町村全体の平均額としました。

及び 以外のサービス

平成17年3月から平成17年7月の平均額を基本とし、平成15年度及び平成16年度の額と比較のうえ、設定しました。

(8) 標準的な居宅サービス等の必要量、供給量、供給率の設定

(9) 総給付費の推計

今までの手順で推計した、サービス利用者数、サービス利用率、1人あたりの利用回数、1回ごとの給付費を乗じて、サービスごとの給付費を算出し、それを合計しました。

第2節 事業量及び総給付費の見込

計画期間の事業量及び総給付費の見込は次のとおりとなっています。なお、計画期間の人口推計については第4章 基本方向に掲載しています。

1 要介護認定者数の推計

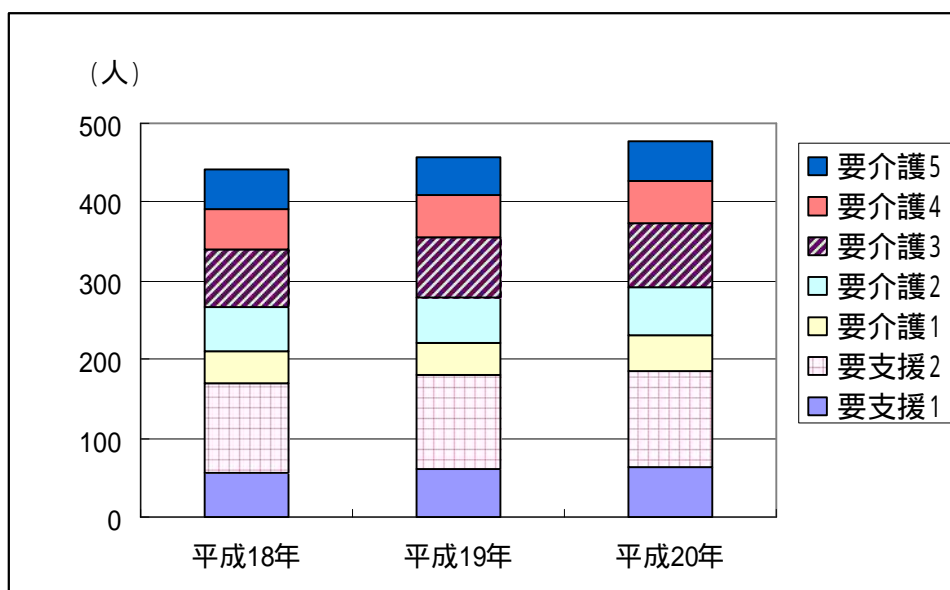
要介護認定者数の推計は以下のとおりです。

図表 53 自然体の要介護認定者数の推計

	平成18年	平成19年	平成20年	～	平成26年
要 支 援	57	62	68	～	114
要 介 護 1	153	165	178		293
要 介 護 2	57	61	65		105
要 介 護 3	73	79	85		140
要 介 護 4	52	56	59		94
要 介 護 5	49	52	55		87
合 計	441	475	510		833

図表 54 介護予防効果を見込んだ要介護認定者数の推計

	平成18年	平成19年	平成20年	~	平成26年
要支援1	57	61	64	~	104
要支援2	112	118	122		196
要介護1	41	43	45		71
要介護2	57	58	61		97
要介護3	73	75	80		129
要介護4	52	53	55		86
要介護5	49	49	51		80
合計	441	457	478		763



2 施設・居住系サービス利用者の推計

施設・居住系サービスは平成 26 年度の目標や現状のサービス基盤を踏まえ設定しました。新たなサービスとして、地域密着型介護老人福祉施設は平成 20 年度に 1 施設 20 床、介護予防認知症対応型共同生活介護は平成 20 年度までに 1 施設 9 床の施設を位置づけました。

なお、現状の特定施設入所者生活介護の利用者数は少ないことから、特定施設入所者生活介護（介護専用）及び地域密着型特定施設入居者生活介護は計画に位置づけないこととします。

図表 55 介護 3 施設・地域密着型介護老人福祉施設利用者の推計

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	～	平成 26 年
利用者数合計	113 人	118 人	124 人	～	126 人
うち要介護 4・5	60 人	63 人	68 人		89 人
要介護 2～5 の認定者に対する利用者の割合	52.9%	54.1%	53.8%		36.7%
施設利用者に対する要介護 4・5 の利用者割合	53.1%	53.4%	54.8%		70.6%

図表 56 介護老人福祉施設

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	～	平成 26 年
入所者計	64 人	68 人	54 人	～	54 人
要支援 2	0 人	0 人	0 人		0 人
要介護 1	8 人	6 人	4 人		0 人
要介護 2	6 人	8 人	6 人		5 人
要介護 3	14 人	16 人	13 人		11 人
要介護 4	23 人	24 人	19 人		24 人
要介護 5	13 人	14 人	12 人		14 人

図表 57 介護老人保健施設

区	分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	~	平成 26 年
入	所 者 計	35 人	36 人	36 人	~	36 人
要	支 援 2	0 人	0 人	0 人		0 人
要	介 護 1	9 人	7 人	5 人		0 人
要	介 護 2	6 人	7 人	7 人		6 人
要	介 護 3	5 人	6 人	6 人		5 人
要	介 護 4	8 人	9 人	10 人		14 人
要	介 護 5	7 人	7 人	8 人		11 人

図表 58 介護療養型医療施設

区	分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	~	平成 26 年
入	所 者 計	14 人	14 人	14 人	~	14 人
要	支 援 2	0 人	0 人	0 人		0 人
要	介 護 1	2 人	2 人	1 人		0 人
要	介 護 2	1 人	1 人	1 人		1 人
要	介 護 3	2 人	2 人	3 人		3 人
要	介 護 4	2 人	2 人	2 人		2 人
要	介 護 5	7 人	7 人	7 人		8 人

図表 59 地域密着型介護老人福祉施設

区	分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	~	平成 26 年
入	所 者 計	0 人	0 人	20 人	~	22 人
要	支 援 2	0 人	0 人	0 人		0 人
要	介 護 1	0 人	0 人	2 人		0 人
要	介 護 2	0 人	0 人	4 人		2 人
要	介 護 3	0 人	0 人	4 人		4 人
要	介 護 4	0 人	0 人	6 人		10 人
要	介 護 5	0 人	0 人	4 人		6 人

整備量については、平成 20 年度に 1 施設 20 床（利用率 100.0%）とします。

図表 60 認知症対応型共同生活介護

区	分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	~	平成 26 年
利	用 者 計	9 人	9 人	9 人	~	18 人
要	介 護 1	4 人	4 人	4 人		8 人
要	介 護 2	2 人	2 人	2 人		4 人
要	介 護 3	3 人	3 人	3 人		6 人
要	介 護 4	0 人	0 人	0 人		0 人
要	介 護 5	0 人	0 人	0 人		0 人

整備量については、平成 17 年度までに 1 施設 9 床が整備済みであり、平成 20 年度までは、新たな施設は位置づけないこととします。

図表 61 特定施設入居者生活介護（介護専用以外）

区	分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
入	居 者 計	3 人	3 人	3 人
要	介 護 1	2 人	2 人	2 人
要	介 護 2	0 人	0 人	0 人
要	介 護 3	0 人	0 人	0 人
要	介 護 4	0 人	0 人	0 人
要	介 護 5	1 人	1 人	1 人

図表 62 介護予防認知症対応型共同生活介護

区	分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
利	用 者 計	2 人	5 人	7 人
要	支 援 2	2 人	5 人	7 人
利	用 率	22.2%	55.6%	77.8%

整備量については、認知症対策を推進する観点から平成 20 年度までに 1 施設 9 床の施設を位置づけました。

図表 63 介護予防特定施設入居者生活介護

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
利用者計	1人	1人	1人
要支援 1	1人	0人	0人
要支援 2	0人	0人	0人

3 居宅サービス・介護予防サービス・地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス利用者の推計

居宅サービス、介護予防サービス、居住系を除く地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの利用者数は、要介護認定者の推計人数から施設・居住系サービス利用者を引いて対象者とし、居宅サービス等を利用する者の割合（受給率）を乗じて利用者数とし、さらに設定した利用率をかけて推計しています。利用率は平成 17 年 7 月時点の数値、平成 15 年度及び平成 16 年度の状況を参考としています。

図表 64 居宅サービス等対象者数（単位：人）

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
対象者計	313	321	246
要支援 1	56	60	63
要支援 2	110	113	115
要介護 1	16	22	127
要介護 2	42	40	41
要介護 3	49	48	51
要介護 4	19	18	18
要介護 5	21	20	19

図表 65 要介護度別居宅サービス利用率

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
要支援 1	69.2%	72.2%	75.2%
要支援 2	82.3%	85.3%	88.3%
要介護 1	82.3%	85.3%	88.3%
要介護 2	86.6%	89.6%	92.6%
要介護 3	90.9%	93.9%	96.9%
要介護 4	96.9%	97.9%	98.9%
要介護 5	69.2%	72.2%	75.2%

図表 66 居宅サービス等利用者数（単位：人）

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
利 用 者 数 合 計	256	271	292
要 支 援 1	39	43	47
要 支 援 2	91	96	102
要 介 護 1	13	19	24
要 介 護 2	36	36	38
要 介 護 3	45	45	49
要 介 護 4	18	18	18
要 介 護 5	14	14	14

標準的居宅サービス等の必要量、供給量及び供給率の見込は以下のとおりです。

図表 67 訪問介護（単位：回）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	15,368	15,428	16,110
サービス供給量	15,368	15,428	16,110
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 68 訪問入浴介護（単位：回）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	1,035	1,038	1,083
サービス供給量	1,035	1,038	1,083
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 69 訪問看護（単位：回）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	446	448	476
サービス供給量	446	448	476
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 70 訪問リハビリテーション（単位：回）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	50	50	55
サービス供給量	50	50	55
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 71 居宅療養管理指導（単位：人）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	201	202	211
サービス供給量	201	202	211
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 72 通所介護（単位：回）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	5,845	6,101	6,696
サービス供給量	5,845	6,101	6,696
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 73 通所リハビリテーション（単位：回）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	1,328	1,378	1,491
サービス供給量	1,328	1,378	1,491
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 74 短期入所生活介護（単位：日）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	3,158	3,193	3,421
サービス供給量	3,158	3,193	3,421
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 75 短期入所療養介護（単位：日）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	842	839	901
サービス供給量	842	839	901
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 76 福祉用具貸与（単位：人）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	837	853	912
サービス供給量	837	853	912
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 77 居宅介護支援（単位：人）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	1,500	1,557	1,622
サービス供給量	1,500	1,557	1,622
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 78 夜間対応型訪問介護（単位：回）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	2,054	2,051	2,108
サービス供給量	2,054	2,051	2,108
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 79 認知症対応型通所介護（単位：回）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	1,096	1,108	1,191
サービス供給量	1,096	1,108	1,191
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 80 小規模多機能型居宅介護（単位：回）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	580	884	1,264
サービス供給量	580	884	1,264
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

整備量は、平成 20 年度までに、介護予防小規模多機能型居宅介護とあわせて 1 施設とします。

図表 81 介護予防訪問介護（単位：回）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	1,970	2,109	2,234
サービス供給量	1,970	2,109	2,234
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 82 介護予防訪問入浴介護（単位：回）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	12	13	13
サービス供給量	12	13	13
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 83 介護予防訪問看護（単位：回）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	117	127	136
サービス供給量	117	127	136
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 84 介護予防訪問リハビリテーション（単位：回）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	50	54	57
サービス供給量	50	54	57
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 85 介護予防居宅療養管理指導（単位：人）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	23	24	26
サービス供給量	23	24	26
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 86 介護予防通所介護（単位：回）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	5,349	5,720	6,052
サービス供給量	5,349	5,720	6,052
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 87 介護予防通所リハビリテーション（単位：回）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	1,099	1,182	1,256
サービス供給量	1,099	1,182	1,256
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 88 介護予防短期入所生活介護（単位：日）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	893	951	1,002
サービス供給量	893	951	1,002
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

介護予防短期入所療養介護について、短期入所療養介護は平成 15 年度から平成 17 年度まで要支援及び要介護 1 の利用がないため平成 18 年度から平成 20 年度までは位置づけないこととします。

図表 89 介護予防福祉用具貸与（単位：人）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	398	428	454
サービス供給量	398	428	454
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 90 介護予防支援（単位：人）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	1,248	1,291	1,357
サービス供給量	1,248	1,291	1,357
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 91 介護予防認知症対応型通所介護（単位：回）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	416	444	469
サービス供給量	416	444	469
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

図表 92 介護予防小規模多機能型居宅介護（単位：回）

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
サービス推計必要量	169	265	373
サービス供給量	169	265	373
供給率	100.0%	100.0%	100.0%

4 地域支援事業の量の見込み

91 ページに記載の地域支援事業の対象者に対する介護予防事業を次のとおり、見込んでいます。

図表 93 介護予防事業の見込（単位：回、人）

区分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
運動器の機能向上	実施回数	48	48	48
	人数	49	65	79
栄養改善	実施回数	12	12	12
	人数	30	40	50
口腔ケア	実施回数	12	12	12
	人数	106	140	172

5 サービスの総括表及び総給付費見込

サービス種類		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
居宅サービス	訪問介護	15,368 回	15,428 回	16,110 回
	訪問入浴介護	1,035 回	1,038 回	1,083 回
	訪問看護	446 回	448 回	476 回
	訪問リハビリテーション	50 回	50 回	55 回
	居宅療養管理指導	201 人	202 人	211 人
	通所介護	5,845 回	6,101 回	6,696 回
	通所リハビリテーション	1,328 回	1,378 回	1,491 回
	短期入所生活介護	3,158 日	3,193 日	3,421 日
	短期入所療養介護	842 日	839 日	901 日
	特定施設入所者生活介護	36 人	36 人	36 人
	福祉用具貸与	837 人	853 人	912 人
	特定福祉用具販売	32 人	33 人	35 人
	給付費（居宅）	182,922 千円	186,282 千円	199,007 千円
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	2,054 回	2,051 回	2,108 回
	認知症対応型通所介護	1,096 回	1,108 回	1,191 回
	小規模多機能型居宅介護	60 人	92 人	132 人
	認知症対応型共同生活介護	115 人	118 人	127 人
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0 人	0 人	0 人
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	120 人	168 人	240 人
	給付費（地域密着型）	73,446 千円	87,972 千円	108,671 千円
住宅改修	1,849 千円	1,920 千円	1,992 千円	
居宅介護支援	12,803 千円	13,281 千円	13,838 千円	
施設サービス	介護老人福祉施設	648 人	648 人	648 人
	介護老人保健施設	420 人	432 人	432 人
	介護療養型医療施設	168 人	168 人	168 人
	給付費（施設）	323,301 千円	327,513 千円	331,049 千円
介護給付費（小計） ~	594,321 千円	616,968 千円	654,557 千円	

人数及び回数は年間の延べ数

第6章 介護保険事業サービス量・総費用の見込

サービス種類		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
介護予防サービス	介護予防訪問介護	1,970 回	2,109 回	2,234 回
	介護予防訪問入浴介護	12 回	13 回	13 回
	介護予防訪問看護	117 回	127 回	136 回
	介護予防訪問リハビリテーション	50 回	54 回	57 回
	介護予防居宅療養管理指導	23 人	24 人	26 人
	介護予防通所介護	5,349 回	5,720 回	6,052 回
	介護予防通所リハビリテーション	1,099 回	1,182 回	1,256 回
	介護予防短期入所生活介護	893 日	951 日	1,002 日
	介護予防短期入所療養介護	0 日	0 日	0
	介護予防特定施設入所者生活介護	12 人	12	12 人
	介護予防福祉用具貸与	398 人	428 人	454 人
	介護予防特定福祉用具販売	25 人	26 人	27 人
給付費（介護予防）		78,382 千円	83,869 千円	88,772 千円
地域密着型介護 予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	416 回	444 回	469 回
	介護予防小規模多機能型居宅介護	21 人	33 人	47 人
	介護予防認知症対応型共同生活介護	24 人	60 人	84 人
	給付費（地域密着型介護予防）	7,226 千円	12,881 千円	17,034 千円
住宅改修		3,043 千円	3,149 千円	3,309 千円
介護予防支援		10,514 千円	10,883 千円	11,436 千円
予防給付費（小計）～		99,165 千円	110,782 千円	120,551 千円
総給付費（合計）		693,486 千円	727,750 千円	775,108 千円

事業名	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
介護予防事業	4,021 千円	6,145 千円	8,192 千円
介護予防特定高齢者施策	3,500 千円	5,349 千円	7,131 千円
介護予防一般高齢者施策	521 千円	796 千円	1,061 千円
包括的支援事業	10,621 千円	11,522 千円	16,383 千円
地域支援事業費合計	14,642 千円	17,667 千円	24,575 千円

資料編

資料 1 給付実績の概要

(1) 本町の介護保険事業給付実績の概要

本町における認定状況の推移は、以下の表のとおりとなっています。

要介護認定率（要支援・要介護認定者のうち第1号被保険者数/第1号被保険者数）及び平均要介護度は、年によりばらつきが見られますが、概ね横ばいで推移しています。また、サービス受給率（利用者数/要介護認定者数）は、減少傾向にあります。

単位：人、%

	平成15年10月	平成16年4月	平成16年10月	平成17年4月
第1号被保険者数	3,084	3,189	3,263	3,364
要支援・要介護認定者数	342	369	375	386
うち第1号被保険者数	326	350	358	368
要介護度別人数(要支援)	44	54	47	48
要介護度別人数(要介護1)	105	111	118	135
要介護度別人数(要介護2)	58	61	47	51
要介護度別人数(要介護3)	55	62	77	64
要介護度別人数(要介護4)	48	53	44	43
要介護度別人数(要介護5)	32	28	42	45
居宅サービス利用者数	212	218	214	229
施設サービス利用者数	89	100	97	94
要介護認定率	10.57	10.98	10.97	10.94
平均要介護度	2.25	2.20	2.30	2.23
サービス受給率	88.01	86.18	82.93	83.68

(2) 評価(全国値・千葉県平均との比較)

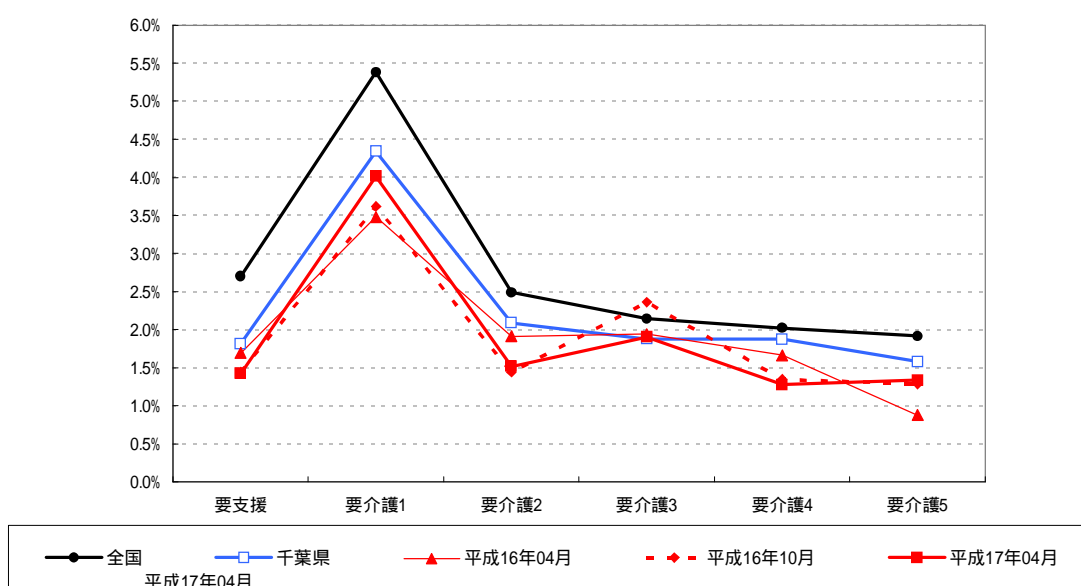
本項では、国が配付した「介護保険政策評価支援システム」を用い、基本的には本町の給付実績 16 年 4 月、10 月、17 年 4 月の 3 定点をみるとともに、17 年 4 月時点の本町と全国値、千葉県平均を比較し、本町の給付状況の水準を評価しています。

要介護度別認定率

要介護度別認定率は、国、県の形と相似していますが、おおむね全国水準を下回っています。町の高齢化率が低いことが原因のひとつと考えられます。

指標1 要介護度別要介護認定率の推移

酒々井町

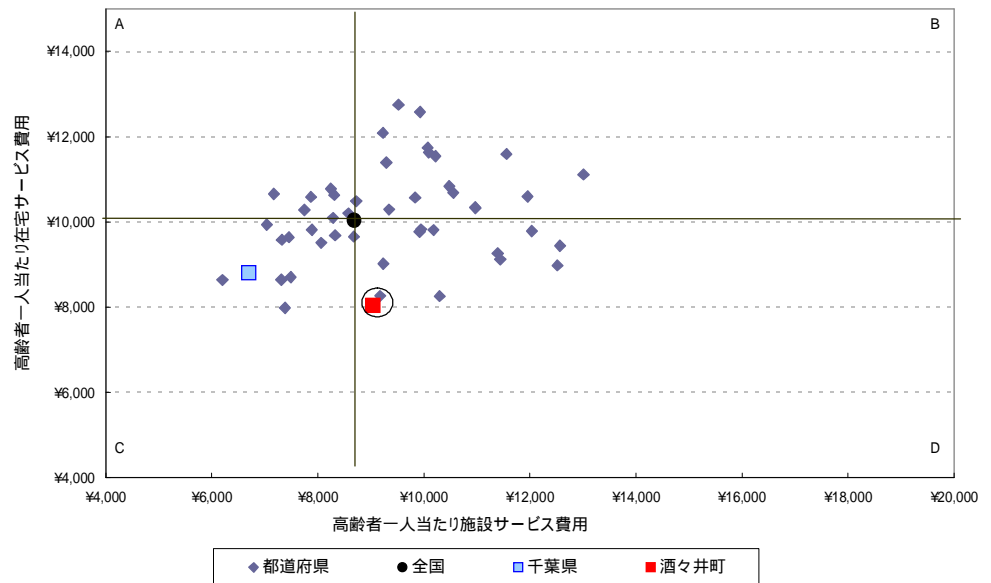


高齢者一人当たりの在宅・施設サービス費用の比較

高齢者の一人当たりサービス費用額を国、県と比較すると、在宅サービスは国、県を下回っていますが、施設サービスは国、県の水準を超えています。施設サービスの利用が活発といえます。

指標2 高齢者一人当たり在宅・施設サービス費用の比較(平成17年4月)

酒々井町



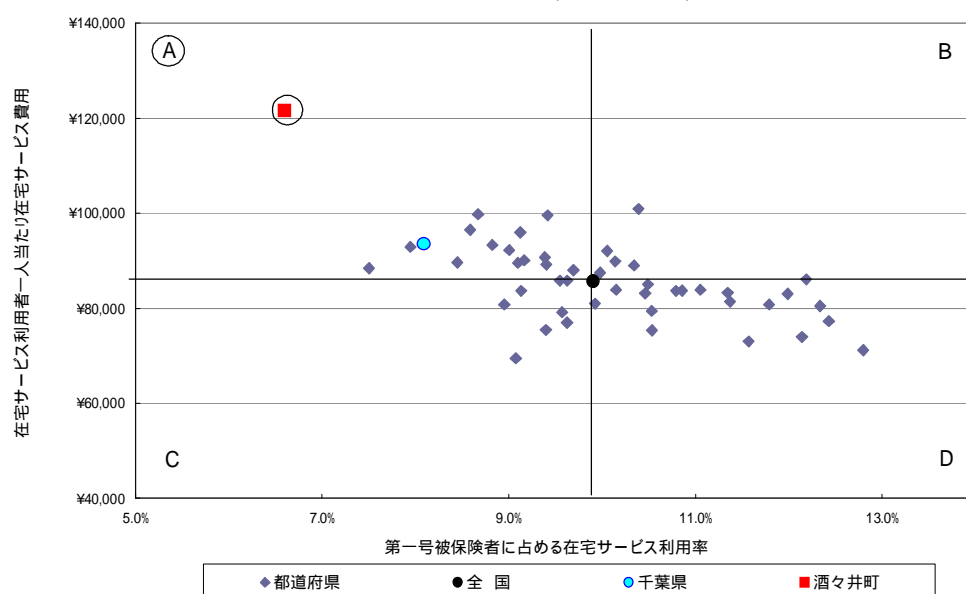
町の高齢者一人当たり在宅サービス費用と、施設サービス費用のバランスを表しています。
(サービス利用者一人当たりではない)

在宅サービス利用者一人当たり費用とサービス利用率

在宅サービス利用者一人当たり費用と在宅サービス利用率のクロスグラフは、地域ケア政策ネットワークにより分析され、AからDタイプの説明がなされています。本町はAタイプに属しており、利用者は活発にサービスを活用しているといえます。また「元気な高齢者が多いが、介護の必要な状況になれば充実した在宅サービスを受けられる」というのもこのAタイプの特徴となっています。

指標3 在宅サービス利用者一人当たり費用と在宅サービス利用率(平成17年4月)

酒々井町



Aタイプ=在宅サービスの利用者数は少ないものの、利用者一人当たりの利用額は高く、利用している人に限っていえば活発に在宅サービスが利用されているといえる。

Bタイプ=在宅サービスの利用者数・利用額がともに高く、全体的に在宅サービスの利用が活発といえる。また、重度の要介護者が多い場合もこのタイプになる。

Cタイプ=在宅サービスの利用者数・利用額がともに低く、全体的に在宅サービスの利用が活発でないといえる。元気な高齢者が多い場合は問題がないが、そうでない場合はサービスの基盤整備やケアマネージメントに問題があると考えられる。

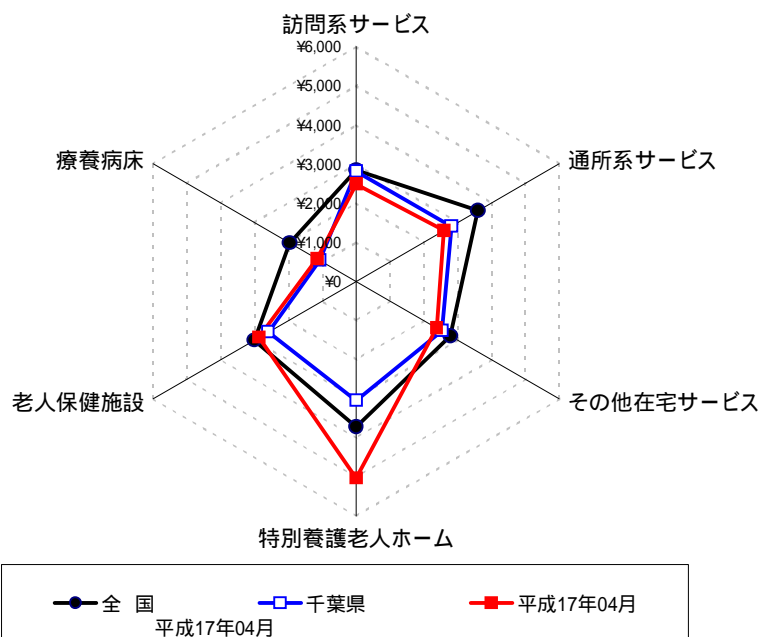
Dタイプ=在宅サービスの利用者数は多い一方、利用額は低く、利用者一人ひとりがそれほどサービスを利用していないといえる。

高齢者一人当たり種類別サービス費用

在宅サービスはいずれも全国平均を下回っていますが、特に通所系サービスの費用が県・国の平均を大きく下回っています。施設サービスでは、療養病床が全国平均を下回っていますが、特に特別養護老人ホームの費用額が、県・国を大きく上回っています。

指標4 高齢者一人当たり種類別サービス費用

酒々井町



訪問系サービス = 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリ

通所系サービス = 通所介護、通所リハビリテーション

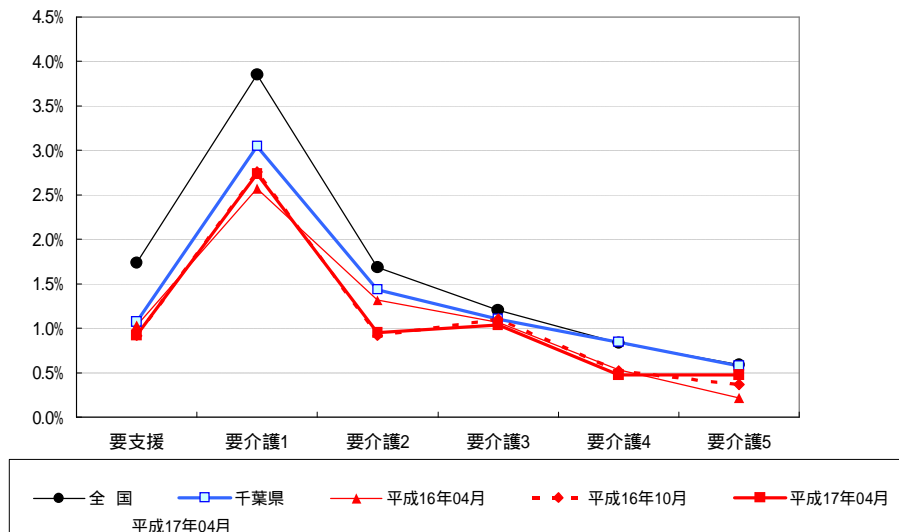
その他在宅サービス = 短期入所サービス、特定施設入所者生活介護、痴呆性高齢者グループホームなど

要介護度別在宅サービス利用者の割合

要介護度別の在宅サービス利用割合は、国、県の形と相似していますが、全国水準を下回っています。町の高齢化率が低いことが原因のひとつと考えられます。

指標5 高齢人口に占める要介護度別在宅サービス利用者の割合の推移

酒々井町

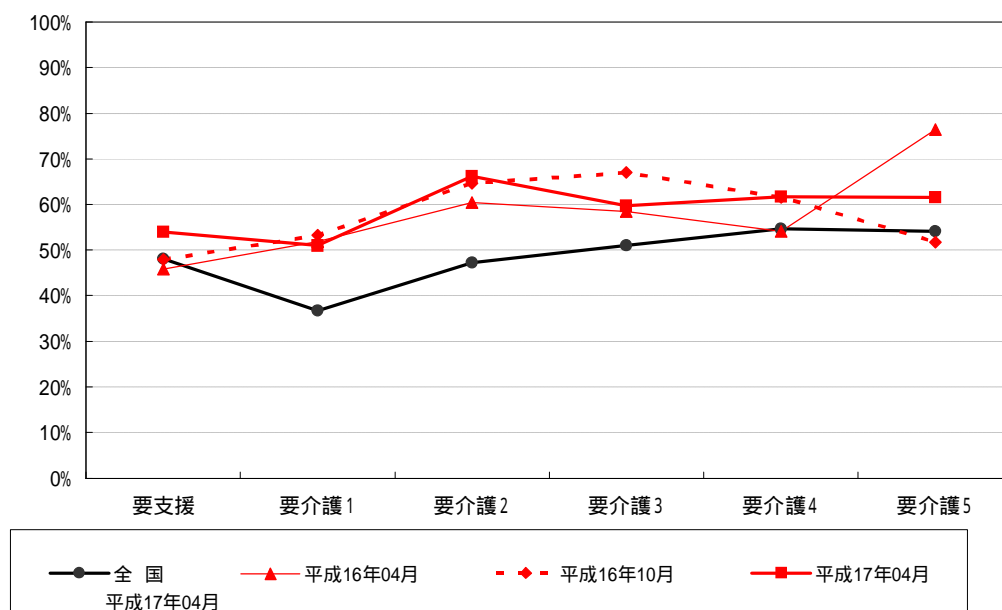


要介護度別支給限度額利用率

支給限度額に対するサービスの利用率は国の水準を概ね上回っており、サービスの利用が全体的に活発といえます。

指標6 要介護度別対支給限度額利用率の推移

酒々井町



資料 2 用語解説

ア 行

悪性新生物

悪性腫瘍のこと。腫瘍（新生物）を良性腫瘍と悪性腫瘍に二分し、後者をいいます。悪性腫瘍はさらに、上皮性悪性腫瘍と非上皮性悪性腫瘍に分類されます。前者をがんまたはがん腫、後者を肉腫と呼びます。

エコトピア酒々井

平成 10 年 4 月 1 日に開所した特別養護老人ホーム。このほか、短期入所サービス、デイサービス、居宅介護支援、ケアハウスも併設しています。

I A D L（訓練）

instrumental activity of daily living の意味。

買い物、洗濯、電話など、道具を使って行う日常動作、またその訓練のこと。

カ 行

介護保険事業計画

地域における要介護者等の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用の意向等を勘案して、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等について定め、介護保険の事業費の見込みを明らかにするなど、介護保険運営のもととなる事業計画です。

介護予防居宅療養管理指導

居宅の要支援 1・要支援 2 の認定者が利用でき、かかりつけ医による基礎的な医学的サービス、かかりつけ歯科医師による口腔管理や薬剤師による訪問薬剤管理指導などをいいます。

介護予防サービス

要支援 1・要支援 2 の認定者が利用でき介護保険から給付を受けられるサービスです。

介護予防支援

居宅の要支援 1・要支援 2 の認定者の心身の状態及びご家族の状況に応じて、利用者

の希望に基づき、訪問介護や通所介護などの適切なサービスが、総合的に提供できるように居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、介護がスムーズに行えるようにサービス事業者等との連絡調整を行います。

介護予防住宅改修費

居宅の要支援１・要支援２の認定者が、手すりの取付け、段差の改修などを行ったときに、厚生労働省令で定めるところにより、町が必要と認める場合に限り、支給するものです。

介護予防訪問介護

居宅の要支援１・要支援２の認定者で本人が自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支えあいや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合について、適切なケアマネジメントに基づきサービスが提供されます。ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄への見守り支援を含め炊事、掃除、洗濯など日常生活の手助けを行います。

介護予防訪問入浴介護

居宅の要支援１・要支援２の認定者で、自宅での入浴が困難な方を対象に、移動入浴車などで訪問し入浴の介助を行います。

介護予防訪問看護

居宅の要支援１・要支援２の認定者が、自宅において看護師等から、病状の観察や床ずれの手当てなどを受けます。看護師は、主治医と連絡を取りながら行います。

介護予防訪問リハビリテーション

居宅の要支援１・要支援２の認定者が、自宅において理学療法士や作業療法士等から機能訓練（リハビリテーション）を受けるサービスです。

介護予防通所介護

居宅の要支援１・要支援２の認定者が、介護老人福祉施設やデイサービスセンターなどで、入浴、食事提供、レクリエーション等のサービスを日帰り送迎つきで受け、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上のためのサービスも必要により選択的に受けられます。

介護予防通所リハビリテーション

居宅の要支援１・要支援２の認定者が、介護老人福祉施設や病院などで、入浴、食事提供等のサービスを日帰り送迎つきで受け、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上の

ためのサービスも必要により選択的に受けられます。

介護予防短期入所生活介護

居宅の要支援1・要支援2の認定者が、介護老人福祉施設等の福祉施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けます。

介護予防短期入所療養介護

居宅の要支援1・要支援2の認定者が、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けます。

介護予防福祉用具貸与・販売

居宅の要支援1・要支援2の認定者が、歩行補助杖や歩行器、スロープ等の福祉用具の貸し出しを受けることをいいます。また、貸し出しに適さないポータブルトイレなどの特定の福祉用具は、指定事業所から購入した場合に限り、介護保険から支給を受けることができます。

介護予防認知症対応型通所介護

居宅の認知症のある要支援1・要支援2の認定者がデイサービスセンター等において、日帰りで入浴や食事等の介助、機能訓練を受けます。

介護予防小規模多機能型居宅介護

居宅の要支援1・要支援2の認定者が、自宅において、あるいはデイサービスに通い又は短期間宿泊し、入浴、食事等の介助や機能訓練を受けます。

介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症のため介護を必要とする高齢者が地域の住宅で専門のスタッフと食事を作ったり、掃除をしたり、役割や出番を持ち続けながら共同生活をし、日常生活の支援等をうけます。1ユニットが9名以内での共同生活です。

介護療養型医療施設

療養型病床群を有する病院・診療所であって、その病床群に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話や機能訓練、その他必要な医療を行う入院施設です。

介護老人福祉施設

日常生活で常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に特別養護老人ホームに入所し、必要な介護サービスを受けるものです。

介護老人保健施設

老化、疾病、負傷等により、寝たきり、認知症の要介護者が老人保健施設に入所し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話を受けます。

がん検診

酒々井町では、がんを早期発見し早期治療を促すために、集団検診を行っています。対象年齢は、胃がん検診、肺がん及び大腸がん検診が 40 歳以上、子宮がん及び乳がん検診が 30 歳以上となっています。

基準該当サービス

国の基準により、県が指定する指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者としての指定を受けるべき要件（法人格、人員・設備運営基準）のうち一部を満たしていない居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者で、一定の水準を満たすサービスの提供を行うものにつき、町の判断により、そのサービスについて「基準該当サービス」「基準該当居宅介護支援」として保険給付の対象とすることにより、住民参加型の非営利組織等の多様な事業者の参入を可能にし、また、地域の事情に即したサービス提供を可能にするものです。

機能訓練

酒々井町では、脳卒中や脳梗塞等の後遺症で自宅療養中の方で、身体に障害があり歩行可能だが日常生活に一部介助を要する方や、日常生活動作は一応自立しているが、現在の身体機能保持促進を図りたい方等を対象に閉じこもり予防、寝たきり予防を目的として毎週金曜日の午後、訓練を行っています。

基本健康診査

40 歳以上の会社等で受診する機会のない方を対象に、糖尿病や循環器疾患の予防のために市町村が行う健診で、結核・肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診等と併せて行っています。健診の結果、さらに検査を必要とする方は引き続いて精密検査を受けることができます。

居宅介護支援

要介護者等の依頼を受けて、介護サービス計画の作成、サービス事業者との調整及びサ

ービスの給付管理等を行うサービスをいいます。

居宅介護支援事業者

介護サービス計画の作成、訪問調査の受託を主な業務としています。

居宅介護住宅改修

居宅要介護者が、手すりの取付け、段差の改修などを行ったときに、厚生労働省令で定めるところにより、町が必要と認める場合に限り、支給するものです。

居宅療養管理指導

かかりつけ医による基礎的な医学的サービス、かかりつけ歯科医師による口腔管理や薬剤師による訪問薬剤管理指導などをいいます。

緊急通報装置の貸与

独居老人等で緊急時に連絡する方がいない方を対象として、ペンダント型発信器と安全センターに通報するための特殊な電話機を設置しています。緊急事態を安全センターに通報した場合、安否の確認を行い対処することとなっています。

グループホーム

認知症対応型共同生活介護

ケアハウス

平成元年から認められた新たなタイプの軽費老人ホームであり、入所者からの生活相談等に応ずるほか、入浴、食事の提供を行うとともに、緊急時の対応機能を持つ施設です。入所者の虚弱化、重度化の進行に対しては、外部からホームヘルパーを派遣させる等居宅サービスの導入によって対応していくこととなります。

ケアプラン

高齢者が介護を受ける際に、どのようなサービスでどの程度援助をしていくか、という介護計画のこと。実際には高齢者の心身の状態や希望、家族の要望などを考えて、ケアマネジャーと呼ばれる専門家がケアプランを作ります。週単位でのサービスの時間割表や、高齢者の生活改善の目標などが計画として立てられ、この計画は目標の達成や新たな要望などの変化に応じて、書き換えられていくこととなります。

ケアマネジャー

要介護者からの相談に応じて、要介護者等がその心身の状態に応じた適切な居宅サービ

ス計画の作成や施設サービスを利用できるように市町村、居宅サービス事業者及び施設との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有する者として厚生労働省令で定められた者を指します。

軽費老人ホーム

特別養護老人ホームや養護老人ホームとは違って、入所者が直接契約して入所が決められる老人ホーム。「家庭環境・住宅事情」のために在宅での生活ができない高齢者が入ることができます。2つのタイプがあり、入所者の経済状況等の条件により、食事サービス付きのA型と自炊が前提のB型に分けられます。

健康相談

保健センターでは、毎週月曜日の午前中、また地区ごとに各地区青年館、集会所に出向き、病気の早期発見、早期治療など心身の健康に関する個別の相談を定期的に、また随時行っています。

健康ビジョン

酒々井町の特性を生かし、町民一人ひとりが健康で生きがいのある充実した社会生活を営めるよう“まちづくり”の中で“健康づくり”を推進するためのプランです。

高額介護サービス費

要介護者がサービスの利用に対して支払った自己負担額が、一定の金額を超えたときに市町村が支給するものです。

後期高齢者

年齢 75 歳以上の高齢者のことです。

高齢化社会

高齢者（65 歳以上）の人口の割合が、7%を超える社会のこと。先進国のほとんどは高齢化社会です。

高齢社会

高齢人口、つまり 65 歳以上の高齢者人口の割合が、14%を超える社会のこと。日本は、すでに高齢社会になったといえます。

高齢者保健福祉計画

介護保険の給付対象及び給付対象以外の高齢者保健福祉事業を含めた、地域における高

齢者保健福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する計画として位置付けられます。

サ 行

在宅介護支援センター・エコトピア酒々井

在宅の高齢者やその家族などを対象に介護や看護の相談にのる窓口です。酒々井町では、平成18年3月31日まで特別養護老人ホーム・エコトピア酒々井に併設していました。平成18年4月1日からは、その機能が拡充されて地域包括支援センターに引き継がれ、介護保険制度内に再編されました。

参 酌 標 準

市町村が、介護保険サービスの利用量を見込むに当たって、参考にすることとされている国が示すサービス量の標準値のことであります。

しすいまなびアドバイザー（生涯学習指導者）登録制度

町民がいつでも、どこでも、だれでもが楽しく学びあえるとともに、酒々井町の生涯学習を推進するため、さまざまな分野の知識や技術を持った方と身近な関係で楽しく生涯学習が展開できることにより、豊かな人間関係とコミュニティづくりに役立てることを目的に広くボランティア活動として、しすいまなびアドバイザー（生涯学習指導者）を募集し登録する制度です。

社会福祉協議会

民間の自主団体として地域の皆さんをはじめ関係者が中心となって行政と協力しながら、その地域の福祉向上のため次のような様々な活動を行っています。

老人の福祉

地域ぐるみの推進

ボランティア活動の推進

生活福祉資金の貸付

高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金の貸付

善意銀行の運営

心配ごと相談所の開設

心身障害者（児）の福祉、母子、遺児、父子世帯への援護

共同募金会酒々井町分会の運営

日本赤十字社酒々井町分区の運営

住宅改修費の支給

家庭での手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な改修の費用を支給するものです。

小規模多機能型居宅介護

要介護認定者の自宅に訪問介護を受け、あるいはデイサービスに通い又は短期間宿泊し、入浴、食事等の介助を受けたり機能訓練を行います。

ショートステイ

一週間ぐらいの間、老人ホームなどでお年寄りを預かってもらうサービスです。「短期入所」とも言います。介護している人が、用事のある場合や介護疲れなどで休みたい場合にも利用できます。このうち、短期入所生活介護は特別養護老人ホームの入所をいい、短期入所療養介護は老人保健施設の入所をいいます。

生活習慣病

食事、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が発症や進行に影響を与える疾病をいいます。年をとるとともに多発する病気の総称で、これまで成人病と呼ばれていました。高齢化の加速と生活環境（食生活も含む）の欧米化の影響により、今後さらに増加が予想されます。我が国の国民の死亡順位で見ると、1位がん、2位脳卒中、3位心臓病で、三大成人病と呼んでいます。

成年後見人制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方のために、家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人のために活動する仕組みをいい、本人を法的に守り支えるための制度です。本人の判断能力によって後見、保佐、補助に区分されます。

前期高齢者

年齢 65 歳以上 75 歳未満の高齢者のことです。

タ 行

短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）などの福祉施設に要介護者が短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに要介護者が短期間入所し、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活の介護などが受けられます。

地域福祉権利擁護事業

社会福祉協議会が主体となり、判断能力が低くなった人のために、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的なお金の管理サービスをするものです。

地域支援事業

介護給付（介護給付・予防給付）とは別に、被保険者が要介護状態になることを予防し、要介護状態になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業です。虚弱高齢者等を対象として介護予防を推進するとともに、地域における保健・医療・福祉の連携のもと介護状態になる前からの継続的なマネジメント機能の強化、高齢者の総合相談・支援事業、権利擁護事業などです。

地域包括支援センター

高齢者が住みなれた地域での生活を継続できるような支援を行う中核的な機関のことをいいます。

介護予防事業のケアマネジメント

介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援

被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業

支援困難ケースの対応などケアマネジャーへの支援（包括的・継続的マネジメント）

指定介護予防支援事業者として新予防給付のケアマネジメント（介護予防支援）を行います。

市町村が直接設置するか、社会福祉法人への委託による運営があります。

3 専門職種（社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等）が配置されます。

地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるのが適当なサービス類型をいいます。その地域での生活を24時間体制で支えるためのものであり、地域密着型サービス事業者は要介護者等の日常生活圏内にサービス提供の拠点を置きます。

サービスを利用できるのは、原則としてその市町村の被保険者のみです。

指定・指導監督の権限は保険者である市町村が行います。

地域密着型介護予防サービス

居宅要支援者が利用できる地域密着型サービスで、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の3つの種類があります。

地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設のうち、入居定員29人以下の介護専用型特定施設に入居している要介護者が、サービスの内容や担当者などを定めた計画に基づいて受ける入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話をいいます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームで、入所している要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とした施設）に入所する要介護者が、地域密着型施設サービス計画に基づいて受ける介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいいます。

千葉県生涯大学校

高齢者が、社会環境の変化に順応できる能力を再開発し、社会活動への参加を通じて生きがいに満ちた充実した生活が送れるよう、さらには地域における高齢者福祉の向上を図るため、千葉県が設置しているものです。

通所介護（デイサービス・日帰り介護）

居宅の要介護者等がデイサービスセンターに通い、入浴や食事の提供その他の日常生活上の世話や機能訓練等を日帰りで受けるサービスです。

通所リハビリテーション（日帰りリハビリテーション・デイケア）

居宅の要介護者等が介護老人保健施設や病院・診療所などにおいて、医学的管理下で機能訓練等を日帰りで受けるサービスです。

デイサービス

通所介護

特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム等）

有料老人ホーム、ケアハウスなどで、介護や機能訓練が受けられます。

特定福祉用具販売

居宅要介護者等の福祉用具購入費は指定を受けた事業者で販売される特定福祉用具を購入した場合に限り、購入費が償還払いされます。

特別養護老人ホーム

介護老人福祉施設

ナ 行

認知症対応型通所介護

認知症の居宅要介護者が、老人デイサービス事業を行う施設又は老人デイサービスセンターに通い、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を受けます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

数名の認知症のため介護を必要とする高齢者が地域の住宅で専門のスタッフと共同生活をするものです。食事を作ったり、掃除をしたり、役割や出番を持ち続けながら共同生活し、日常生活の支援等をうけます。

ノーマライゼーション

障害者ができる限り障害のない住民と同様に生活し活動ができるような社会を目指す理念で、障害者にかかわるのみでなく社会福祉のあらゆる分野に共通する理念です。

八 行

バリアフリー

高齢者や障害者等の日常生活や社会生活における、物理的、心理的情報にかかわる障壁（バリア）を取り除いていくこと。具体的には、公共の建築物や道路、個人の住宅その他における段差の解消、車いすで通行可能となるような出入口、廊下、歩道における幅員の確保、手すり、点字ブロック、点字案内板の設置や、手話サービスの充実などが当たります。

8020（ハチマルニイマル）運動

「80歳になっても自分の歯を20本以上残そう」と厚生労働省と（社）日本歯科医師会が提唱している運動です。自分の歯が20本以上あれば食べ物をしっかり噛むことができ、おいしく食べられ、健康に過ごすことができます。

福祉カー

酒々井町では、高齢者や障害者の方の通院や旅行などに、車いすごと利用できるリフト付きワゴン車を貸し出しています。原則として利用の3日前までに申し込む必要があります。

福祉センター

高齢者が健康で明るい生活を送ることができるように、生活や健康などの各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を図る施設です。

福祉タクシー

酒々井町内に居住する重度心身障害者等が、外出のためタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、タクシーの利用を容易にし、社会生活の範囲を広め、重度心身障害者等の福祉の増進を図っています。

福祉用具貸与・販売

歩行器、車いす、特殊寝台、マットレス、徘徊感知器等を介護保険の給付対象として貸し出すものです。また、貸し出しに適さない排泄や入浴に使われる特定の福祉用具は、指定事業所から購入した場合に限り、介護保険から支給を受けることができます。

ヘルスプロモーション

健康（ヘルス）促進・推進（プロモーション）。全ての人の健康をより良い状態に増進させ、各個人の生活の質を高めることをいいます。

ホームヘルパー

一人暮らしや寝たきりの高齢者や身体障害者等で日常生活を営むのに支障がある者のいる家庭を訪問し、家事援助や介護サービス等の業務を行う者をいいます。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事などの身のまわりの援助をするサービスです。

訪問看護

居宅の要介護者等について、主治医の管理下で、その人の居宅において看護師などにより行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

訪問指導

酒々井町では、保健師・看護師が在宅の寝たきりの方、またはこれに準ずる方の家庭を訪問し、療養・看護法・栄養あるいは日常生活動作の機能訓練などに関する指導を行っています。

訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで家庭を訪問して、入浴の介護を行うサービスです。

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、機能訓練（リハビリテーション）を行います。

ボランティア

篤志奉仕者。民間奉仕者。無報酬で福祉などの事業活動に参加する人。社会をよくするため、自分の時間と技術を自発的・無報酬で提供する人を指します。

マ 行

民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて設けられている方々で、自主的・民主的運営を通じて、地域福祉

活動の推進機関としての機能を発揮することを目的としています。

ヤ 行

夜間対応型訪問介護

居宅要介護者が、居宅で介護福祉士等から夜間の定期的な巡回訪問または通報により、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を受けます。

要介護高齢者

脳卒中後遺症、心疾患、神経痛・リウマチ、骨折、視覚障害などの身体上の障害や疾病、又は認知症等のために身辺介助を必要とする高齢者を意味し、要介護者の高齢者と要支援状態（虚弱状態）の高齢者とを合わせた意味で用いられます。

要介護者

要介護状態にある 65 歳以上の人と要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の人をいいます。40 歳以上 65 歳未満の人は、身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病（政令で定める特定疾病）が原因と認められた場合に要介護者となります。

要介護状態

身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、継続して常時介護を要すると見込まれる状態のことを指します。

要介護度別の状態

(1) 要支援 1（社会的支援を要する状態）とは、

基本的な日常生活はほぼ送れるが、身の回りの世話などの一部に何らかの介助が必要な状態の方です。

(2) 要支援 2（適切な機能訓練により状態の維持・改善の可能性のある状態）とは、

要介護 1 相当の状態（立ち上がりや歩行が不安定。身だしなみや身のまわりの世話、入浴に一部介助が必要）であるが、状態の維持・改善可能性の審査判定により、心身の状態が安定していない方や認知症等により予防給付の利用に係る適切な理解が困難な方を除いた方です。

- (3) 要介護1（部分的な介護を要する状態）とは、
立ち上がりや歩行が不安定。身だしなみや身のまわりの世話、入浴に一部介助が必要な状態の方のうち、心身の状態が安定していない方や認知症等により予防給付の利用に係る適切な理解が困難な方です。
- (4) 要介護2（軽度の介護を要する状態）とは、
立ち上がりや歩行などが自力では困難。身のまわりの世話全般、排泄、入浴、食事などの一部または全体の介助が必要な方です。
- (5) 要介護3（中等度の介護を要する状態）とは、
立ち上がりや歩行などが自力ではできない。身の回りの世話全般、排泄、入浴、食事などに全体の介助が必要な方です。
- (6) 要介護4（重度の介護を要する状態）とは、
立ち上がりや歩行などが自力ではできない。身の回りの世話全般、排泄、入浴、食事などに全面的な介助が必要な方です。
- (7) 要介護5（最重度の介護を要する状態）とは、
意思の伝達が困難、生活全般について全面的な介助が必要な方です。

養護老人ホーム

身体の障害やその他の事情で、在宅で十分生活できない高齢者に、長期的な介護を提供する老人ホームです。特別養護老人ホームとの違いは、入所する際の条件に「低所得」という経済条件が付け加わります。そのため、利用料は安くなっています。

要支援者

要支援状態（要介護状態とは認められないが、日常生活の活動の際に、残存能力を保持し向上させる必要が認められる状態。失われた能力を取り戻すような社会的支援が必要な状態）にある65歳以上の人。要支援状態にある40歳以上65歳未満の者で、その原因である身体上又は精神上的の障害が、特定疾病によって生じたものです。

ラ 行

療養型病床群

長く入院する必要がある患者のために、ある一定基準以上に環境を整備した病院、病棟のことです。通常よりも医師や看護師は少なくてもよい分、介護職員を増やす必要がありません。

す。新築の場合は従来の病院になかった、食堂、談話室、浴室などがあります（既存病棟からの転換の場合は無くても良い）。また、年齢に関係なく患者は入院できますが、公的介護保険で特別養護老人ホームや老人保健施設と同じように保険の給付対象となります。

老人クラブ

高齢者が仲間づくりを通して、生活を豊かにするための活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくりを目指している会員組織の団体です。酒々井町には、単位老人クラブが 20 団体あり、酒々井町老人クラブ連合会が統括しています。

老人保健施設

介護老人保健施設

資料3 計画策定経過

平成16年 8月	平成16年度酒々井町高齢者保健福祉計画推進委員会 同委員会の設置 介護保険事業計画の実施状況 第3期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の概要 今後のスケジュール
平成17年 6月	平成17年度第1回酒々井町高齢者保健福祉計画推進委員会 介護保険の状況 介護保険制度改正の概要 平成17年度委員会スケジュール案 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (計画の基本理念、分野別基本目標、日常生活圏域の設定) 住民意向調査の実施
平成17年 7月	介護保険被保険者実態調査
平成17年10月	平成17年度第2回酒々井町高齢者保健福祉計画推進委員会 介護保険被保険者実態調査結果の概要 現行計画の実施状況 (介護保険制度の実施状況、 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画実施状況) 第3期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の素案 (策定中間報告)
平成18年 2月	平成17年度第3回酒々井町高齢者保健福祉計画推進委員会 第3期酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の素案 (最終案) (第3期介護保険料、介護予防事業)
平成18年 3月	介護保険条例の一部改正条例案(保険料の改定等)上程、審査

資料 4 委員会設置要綱

(設置)

第1条 「酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(以下「計画」という。)の円滑で確実な実施及び見直しに関して、住民の意見を反映するため酒々井町高齢者保健福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、計画の進行管理及び点検に関する事項並びに計画の見直しに関する事項を審議する。

(委員会の委員及び役員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 酒々井町議会議長
- (2) 酒々井町議会教育民生常任委員会委員長
- (3) 医師
- (4) 歯科医師
- (5) 薬剤師
- (6) 酒々井町民生児童委員協議会会長
- (7) 酒々井町老人クラブ連合会会長
- (8) 老人福祉施設長
- (9) 酒々井町社会福祉協議会代表
- (10) 酒々井町健康推進員協議会会長
- (11) 酒々井町ボランティア協議会会長
- (12) 介護保険被保険者代表
- (13) その他町長が特に必要と認めた者

2 委員会に会長及び副会長を置く。

3 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ会長が召集し、会長が会議の議長となる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月15日から施行する。